

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤四郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
12番	清 水 治	13番	若 井 千 尋
14番	若 園 五 朗	15番	広 瀬 時 男
16番	小 川 勝 範	17番	星 川 睦 枝
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

11番 河 村 孝 弘

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	大 岩 清 孝	市 民 部 長	伊 藤 弘 美
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘	福 祉 部 長	広 瀬 充 利
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	調 整 監	渡 辺 勇 人
環 境 水 道 部 長	梶 浦 要	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	今木浩靖
書記	島田将志		

開議の宣告

○議長（小川勝範君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（小川勝範君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

5番 若園正博君。

○5番（若園正博君） おはようございます。

議席番号5番、新生クラブ所属、若園正博でございます。

ただいま小川議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

傍聴者の皆様には、早朝よりお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の質問は、地域における自主防災組織についてと市内水道管の耐久装備について、そして教育大綱の中身にもあります、地域に学び、世代を超えたコミュニティーづくりということについてお尋ねいたします。

これより質問席にて質問をさせていただきます。

初めに質問しますのは、自主防災は各自治会の組織で、各校区単位で連携して防災訓練が行われております。

そこで、各校区単位による自主自治会防災組織についてお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 答弁者は、なるべく議長に聞こえるように大きな声で手を挙げてください。

大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） おはようございます。

ただいまの若園議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

現在、自主防災組織は、各自治会ごとに70%の自主防災組織を設立していただいております。その中で、各自治会ごとで防災訓練、消防訓練等を行っていただいているということでございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） 各自治会における組織ということでございます。

また、その組織の中には、当然リーダー的な役員も設置してあるわけですが、その中で、役員は2年ごと、ないしは4年ごとで交代するわけですが。経験が未熟な者として、また一から組織を立て直すことになります。その点におきまして、年度で交代されたりすることは、また新たな組織として訓練を受けていただき、理解を進めていくということで、進めておるといふことでよろしいのでしょうか。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 校区ごとで行って見えます自主防災組織での活動については、市のほうに防災組織の役員の方の名簿を出していただきまして、その方につきましては自治会の役員の方が主でございますので、今の若園議員のおっしゃるように、1年ないし2年で交代されます。そこで、毎回メンバーが交代するということで、防災訓練、消防訓練も行ってみえるわけですが、防災活動に十分認識のございます消防団の方とか、OBの方をぜひともそういうところの役員に置いていただくと、防災訓練、消防訓練も有効な訓練になるかというふうに思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） ありがとうございます。

実は私の今回の質問の中で、そういった組織ができないかというようなことをお願いをしたかったわけですが。ということは、どういった意味で必要かと申しますと、実は私も昨年、西地区の防災訓練に参加しました。そして、バケツ消火活動、棒を使っての毛布による緊急担架の設営、思いもつかないことの指導を受けました。なかなか一、二年の役員だけでは、どうしてもうっかり忘れてしまうというところがございます。

そしてまた、避難所開設におきましてはいろいろな意見がありますが、どうしてもその指定された避難所でなければならないか、もう少し自分たちの公民館を活用した避難所ができないか、また近くの中学校を活用した避難所ができないかということも意見としてお伺いします。

ここで、一緒にお伺いするんですが、そういった意見交換の中で何かふぐあい、先ほどもいろいろ自分たちだけでなかなかできないところ、リーダー的なものがもっと欲しいという意見などが多分あったと思いますが、そのほかにいろんな御意見、お伺いしている部分がございますら、お教え願いたいと思います。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 今のところ、消防団のOBの方を自主防災組織の役員につけてみえる自治会は少ないかと思いますが、長年消防団で防災活動に従事された方につきましては、災害予防活動など、消防団時代に習得された防災に関する知識・技術を生かして、地元の防災リーダーとなっただけで、自主防災組織の設立や充実、訓練の指導などが期待されますので、

ぜひ消防団の方、OBを自治会から推薦していただきまして、OBの方を自主防災組織のリーダーとして加えていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） 実は旧巢南町時代には、巢南町で組織されておりました消防団OBによる自主防災組織というものがございました。合併して以来、今そういった活動はございませんが、その利点として、1つ例を挙げますと、5年前に私の近所で住宅火災が昼の2時ごろ発生しました。たしか住宅密集地でございます。消防署の方の迅速な消火活動が行われ、消火に当たりましたが、延焼の危険性を感じたことがございまして、そのときに消防団が配備されたわけです。そこで、我々OBとして何ができるかということは、消防消火活動においては一番水利が問題になってまいります。そうしたところ、2月でございます。川の水も少ないころ、どこから水利を持ってきて確保したらいいかということで、OB団が用水のポンプをくみ上げて、用水路をとめて、そこへ水利が回るように支援したという活動がございます。

こういった活動一つとりましても、我々支援隊として、消防者として、これは支援隊だけではないと思います。やっぱり緊急時に対して、自分でせねばならないという各自の責任感を持つての行動があったからではないかと思えます。それゆえに、現在はどうしても消防団に入りたくないというところがございます。そういったところを我々、ひょっとしてOBから彼らに消防活動の責任感などをお話しできる機会を持ちながら、消防団に対して理解を深めていただいて、そして活動に参加してもらえるとこの勧誘的な力もできるわけでございますので、ぜひともそういったところで、先ほども必要と言われております消防支援隊のような形の組織をきちんと地域にも明確になるような御配慮をいただきたいというふうに思うわけでございます。

ここで、総務部長、市長でも結構でございますが、第2次総合計画の中で、市や自主防災組織が中心になって行う防災訓練、防災研修の実施等は、市民及び地域の防災力を強化する取り組みでもあると言っておられます。災害に強いまち、減災のまちをつくる市の取り組み方についてお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 市民及び地域の防災力強化の取り組みといたしましては、毎年1回、市と自治会が協力いたしまして実施します総合防災訓練、各小学校区を基本といたしまして実施します避難所開設、運営訓練、HUGといいますが避難所運営ゲーム研修、それから、自治会等へ私ども職員が出向きます出前講座の実施、自主防災組織への活動補助金、これは防災訓練、それから消防資器材の購入への補助金、それから防災備蓄倉庫の購入などへの、これも補助でございますが、そういう補助金の活用をしていただく。それから、市の広報紙や市のホームページによります防災情報の掲示などの訓練、研修、事業等がございます。これらを通しま

して、自助・共助の必要性の周知や防災意識、防災知識の向上などを図ってまいりたいと思っております。

また、災害に強いまち、減災のまちへの取り組みといたしましては、ソフト的な事業に加えまして、ハード事業では、防災行政無線のデジタル化、子局の増設、それからみずほ防災メールの普及・充実や防災備蓄品の充実、防災備蓄倉庫の増設、各小学校等（避難所）での耐震性防火水槽の設置、それからハザードマップの更新、消防団組織・装備の充実・強化、防災計画の見直しなどございますので、関係機関との調整、予算の確保などを図りながら、順次実施してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5 番（若園正博君） わかりました。市のほうの防災の取り組みはわかりました。

そして、それに加えまして、先ほどから消防OBによる組織をつくっていただけるというふうに考えております。その点につきまして、市長よりお答えいただきましたらと思っております。お尋ねします。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 消防団OBの方の組織でございますが、近隣の自治体におきましても、活動内容や設立時に違いはありますが、岐阜市においては市民消火隊、定数が650人、それから本巣市では本巣市消防団応援隊ということで、定員40人でございますが、組織して、各地域において消防団OBの方が活躍しておられます。

瑞穂市におきましても、組織の編成方針、それから活動内容、待遇、装備品などを検討いたしまして、また消防署、消防団、自治会など、関係機関と協議を行いまして、組織の設立に向けて考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5 番（若園正博君） そうしたお願いをするわけでございます。

1つ注文でございますが、各地区、自治会から2人というような配分で、全体ではなく、そういったところで自治会組織の中に加わっていけるような配置をも御検討いただけたらというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

水道管の耐久対策についてお伺いさせていただきます。

現在示されております第2次総合計画の中から、上水道施設の老朽配水経路というか、耐久状況についてお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの若園議員さんからの御質問で水道管の耐震対策についてということでお答えさせていただきます。

現在、水道管の耐震化の状況についてですけれども、配水管につきましては重要度の高い順に整備計画を策定しております。

平成23年度に基幹管路網更新計画を策定し、配水管の重要度や緊急度を踏まえ、別府、宮田及び古橋の3水源地間を連結する管路網を基幹管路と位置づけ、平成25年度より計画的に順次整備を進めています。

また、給水区域全域において、各集落間を連結する配水管を基幹管路網として分けて設定し、同じく平成25年度より計画的に順次耐震管で整備しております。

平成26年度末の基幹管路網、幹線管路網の耐震計画全長は76キロ、そのうち約2.6キロを耐震化しております。

また、今まで硬質塩化ビニール管で施工してきました100ミリ以下の配水管を、平成28年度からは耐震用のポリエチレン管での施工に切りかえていきます。

水道施設全体計画策定業務委託を平成28年度に予算化し、小口径の管路も含めた瑞穂市全域の水道施設、水源地及び配水池の維持管理計画を策定し、水道施設全体の計画的な耐震化を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） 耐震化を図るというお答えでございます。耐震化だけでなく、ことしの冬は、テレビニュースでも寒い時期に九州、四国あたりの配管の破損、こことはまた状況が違うとは思いますが、ライフラインをストップさせるというようなことで、非常に水は大切でございます。生活の中でも重要なものがございますので、ここではそういうことはないと思いますが、そういうことを踏まえまして、今度、配水池のほうでございます。

私、ちょっと資料の中で、23年の瑞穂市水道ビジョンという中から調べさせていただきました中に、配水池の中で別府配水池と、そして宮田配水池におきましては耐震化を図る必要がある。前回、別府のほうにおきましては補助金のほうがついて、用地買収ができておるといふうにお伺いしましたが、宮田のほうにおける耐震化についてお伺いします。

先ほど災害のほうでも申しましたが、非常に水の需要は大変なところにもなります。そして、湧水や地震、事故などの災害にも、配水池におさめられておる水は飲料水ないしは消火用水にも活用していかねばならないところでもございますので、その点のところの施設についてのお伺いをさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 水道施設の中で、特に配水池の御質問かと思えますけれども、配水池の耐震化につきましては、先ほど申し上げました別府、宮田、古橋の水源地がございすけれども、そちらの中で、別府のRC製の貯水槽につきましては耐震ができておりませんので、それを更新するに当たりまして、こちらの計画の検討をした結果、今のものを生かしながら新しく設置するというので、今年度、用地買収を行いまして、それから造成工事を平成27年度に行う予定をしております。来年度におきましては、ステンレス製の配水池を耐震性で作成するという計画をしております。

それから、宮田につきましては、水道管の老朽化も含めて、28年度に、小口径の配水管、いわゆる100ミリ以下の配水管ですけれども、こういったものも含めて調査をいたしまして、先ほど言いましたように28年度の維持管理計画の中で老朽管の更新計画もされておりますので、その中で宮田の水源地の耐震化されていない部分も調査をして、28年度の中で計画書を策定する。あわせて、一度には全部できませんので、財源計画等も含めて、28年度は老朽管、それから耐震化の計画書を策定する予定でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） ぜひともそうした貯水槽におきましても、先ほどの災害のときにおきましても消火栓の管につきましても、今、各消火栓が装備されまして、各消火器具庫に大体ホースは3本入っております。そして、ノズルも入っております。3本といたしますと、大体1本が電柱から電柱までの間でございますので、それが3本分で、果たして水がはっきりと消火作業できる役目の圧がかかっているかどうかということも非常に懸念されるところでございますので、そういったところも踏まえ、しっかりと消火圧のかかるような配水整備を行っていただきたいというふうに思っております。

各自治会におきましては、ちょっとした様子見のところ、ホースを3本延ばし、きちんとした消火圧がかかるというようなことも点検しておりますので、その辺に対して、もし意見を聞かれることがありましたなら、すぐ聞いていただいて、対応していただけるようよろしくお願いいたします。

引き続きまして、地域とのかかわり、地域との触れ合いを学ぶということの必要性について、今回、教育大綱の中にございました地域とのコミュニケーションというところについてお伺いさせていただきます。

中学生も取り込む活動も必要でございます。地域で子供たちは、子ども会、そしてスポーツクラブ、いろんなところで、確かに勉学に多く時間を潰しておるのが現状ではないかと思っておりますが、その中で、やはり地域に根づく子ということで、特に中学生をリーダー的にして

の活動が必要ではないかというふうに思っておりますが、その点について、教育大綱の中のコミュニケーションという部分でお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの関係につきまして、現状について説明させていただきます。

瑞穂市内では、5つの小・中学校区において、自治会、それから地域、学校等が連携した生涯学習活動を通じた地域のコミュニティーづくりが推進されております。

運動会、夏祭り、クリーン活動など、各校区でさまざまな活動が自主的に行われ、その中で、小・中学生が地域の一員として役割を持つ場を設けていただきながら、地域に貢献できる人づくり、まちづくりを推進しています。

例えば美江寺地区の猩々ばやし、呂久地区の和宮の例祭のかかわりの中で小学生は活躍しています。ほかにも、自治会によっては、夏祭りとお地藏さん祭りを絡めながら、小・中学生が役割を持って活動し、地域に伝わる伝統文化を学び、地域の方々とかかわりながら、地域コミュニティーづくりの一員として小・中学生を位置づけているところもあります。

しかしながら、伝統文化にかかわりながらとなると、全体的にはまだまだ弱い部分もあるのが現状でございます。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） やはり地域で子供たちを見ようというのは、そこに根づいた伝統文化を継承しながら、子供たちに伝えていき、そして大人も子供も地域もそれを題材として、地域でいろんなお遊び、いろんな大人からの情報交流、そして子供たちから大人への情報交流といった場が必要になっていきます。

これは伝統文化ということでございますが、私たち巢南のコミュニケーションの場を例に挙げますならば、今、フェスタという活動がございますが、これに基づく題材は、それぞれ地域にある文化を継承しながら夏祭りを行っておる、地区のフェスタを行っておるという関係でございます。もちろんその場には、市長さんを初め、教育長さん、いろんな幹部の皆さんがお越しいただいて、地域に根づいた地域の教育力を充実させる作業を行っておるわけでございます。

これは、またそれぞれの地区で取り組み方は違おうかと思いますが、今後こうした場を、教育委員会、生涯学習課のほうで進めていっていただけるんでしょうか。そのことについてお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 瑞穂市教育大綱の中で目指す「地域に学び、世代を超えたコミュニティーづくり」につきましては、今まで教育委員会が推進してきた瑞穂市教育の方針と重点に

も位置づけているところでもあります。引き続き、小・中学校区における自治会、地域、学校等が連携した校区活動を通じた地域コミュニティーづくりを推進していくことを考えております。

小学校区全体で夏祭り、運動会、クリーン活動を実施するもの、自治会ごとに夏祭りやグラウンドゴルフ大会などを実施するもの、それぞれ校区の特徴であります。大切なのは、これらの校区活動において小・中学生が役割を担い、地域の一員として育てていくことだと考えております。

今後の自治会組織のあり方については、今までの生涯学習活動を主体とした校区活動に、防災や福祉などの取り組みを加えた自治会連合会組織への発展が現在話し合われております。例えば地域における防災活動の中でも小・中学生としての役割を担う部分はありますので、総務部とも連携して、地域の方々と話し合っていきたいと考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） 地域で活動し、各自治会が責任を持って子供たちを見守るという活動に入っておりますので、その点、また生涯学習課を通し、各自治会からの相談を持ち込まれると思います。その折には相談に乗っていただきたいと思っております。

ここで、本当に心豊かでたくましい子を育てるということは、学校と家庭と地域の連携が必要と感じております。地域ぐるみで家庭教育を向上させていくということは必要課題でございます。そこで、学校の指導もひとつ必要ではないかと感じておるわけでございます。そういったところで、中学生、小学生たちを地域でリーダー的に取り組んでいただけるよう、学校の御指導のほうについて教育長にお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） ありがとうございます。

心豊かでたくましい子を育てるということ、瑞穂市教育の方針と重点では、心豊かに光輝く瑞穂の子、魅力ある学校づくりというふうなことで、目標を持って取り組んでいるところでございます。

地域で育っている子供たちであるということは、この瑞穂市の教育長をやらせていただいて、特に議員さんが住んでみえる巣南地区での地域の中で子供が育つ姿は、大変すばらしい姿がいっぱいございました。そういったものが手本となりながら、1つの例として、巣南地区で大事にされていたラジオ体操の取り組みは、青少年育成市民会議の中で、ぜひ瑞穂市全体でラジオ体操を復活させてほしいという取り組みになって、毎年夏にラジオ体操の日というふうなことで各地区でやっていただけるような動きも地域として考えていただけるようになってきたということも大変ありがたいと思っております。

巣南中学校では、ずっと育てていただいたラジオ体操の取り組みについて、今年度、NHK、

かんぽ生命、それからラジオ体操連盟のほうから岐阜県の優秀校ということで表彰を受けることができました。

こういったことも一つ一つ地道な取り組みでございしますが、長年にわたり地域の方がラジオ体操を大切にしていたいただいたということが、今、瑞穂市の中に一つ形が育っているのではないかなと思っております。

また、私が穂積北中学校の校長になった当時は、各小学校区で行われていた運動会についても、中学生の参加の仕方がよくないというふうな意見もございましたけれども、その後、各運営委員会のほうで中学生に責任を持たせるということで、中学生に役割を持たせていただいて、今はそれぞれの中学生が各運動会なんかで役割を持って生き生きと活動するという姿も育てていただいております。

そのように、これからもそれぞれの地区でこれまで大事にされてきた我がまちの宝、子供を育てるということを、今の流れの中でさらに充実を図っていくような取り組みを期待したいと思っておりますし、各小・中学校にも声をかけていただいて、各学校から積極的に各地域に出られるような、そういった連携を図っていきたいと思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） ありがとうございます。本当に学校が核となって、家庭、地域の教育力向上ということはあるんだと思っております。ぜひとも教育長にも、今後、学校指導、地域を取り込んだ御活躍をぜひともお願いしたいと思っております。

最後ではございますが、私も家庭教育向上には地域教育力が必要であるというふうに思っております。私もPTAの一員で、PTA活動の折には、今、巢南中学校を抱えております地域はもう1つの学校だということを合い言葉に、家庭教育充実を育んでまいりました。思いやり、助け合いの心、さらには自立の心など、豊かな心を持てる瑞穂の子の活躍を今後も見守ってまいります。ぜひともよろしく願いいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小川勝範君） 以上で若園正博君の質問を終わります。

次に、9番 広瀬捨男君の発言を許可いたします。

広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

きょうは早朝より、傍聴者の皆さん、御苦勞さんでございます。ありがとうございます。

議席番号9番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、シルバー人材センターの充実、公共下水道事業の推進、高校生までの医療費の無料化、キョウチクトウの管理、コミュニティバス・

路線バス運行路線及び時刻表の検討、以上5点について質問をさせていただきます。

以下、詳細については、質問席から順次質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1点目のシルバー人材センターの充実についてお尋ねをいたします。

少子・高齢化の進行で労働人口の減少が見込まれております。シルバー人材センターは自主独立の組織ですが、一方、老人福祉法第3条第2項には、老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会活動に従事する機会を与えられるものとあります。高齢者の技術や知識、経験を生かし、地域社会で働こうということは非常に大切なことだと思います。

寝たきりの高齢者には的確な救済の整備、また一方、健康な高齢者に対しては働く環境をつくり出すことが老人福祉法の意味するものと考えております。

こうしたシルバー人材センターの活動は、会員の健康維持・増進にも大きく貢献しており、会員の医療費、要介護者率は同世代の一般高齢者に比べて低く、現在、社会的な課題となっております医療費、介護費用等の財政にも大きく寄与していることは、全国シルバー人材センターが各自治体に調査協力していただいた結果、判明をしております。岐阜県下21市のうち、瑞穂市を除いて20市、及び関ヶ原町、大野町、揖斐川町が現在公益財団法人であります。国庫補助対象団体に向け、業務の拡大、事務処理の適正化等について、鋭意努力中と伺っていますが、国庫補助対象団体の取得予定についてお伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの広瀬捨男議員のシルバー人材センターについての御質問にお答えいたします。

国庫補助対象団体の取得予定につきましては、現在、瑞穂市シルバー人材センターは一般社団法人となっていて、公益社団法人に変更するための準備を行っている状況の中、平成28年2月に本申請を提出したとのことございまして、平成28年度までに公益社団法人化を目指しているところとお聞きしております。

議員御承知のように、シルバー人材センターの補助金の交付を受けるには、原則公益会計基準に従いまして適切な会計処理を行わなければなりませんし、引き続き、その運営の効率化、また運営基盤の強化に努めなければなりません。また、活動拠点の基準は、交付申請時に会員数が100人以上、かつ年間就業延べ人数が5,000人以上が見込まれる団体となっておりますのでございまして、この補助金の件につきましては、一般社団法人として補助申請をしているところでございまして、回答待ちの状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 御案内のように、もう1つ法律があるわけですけど、高齢者等の雇用の安定等に関する法律がございまして、これができたのは昭和46年5月25日、68号ですが、最近改正もされ、新しいのでは、最終、平成27年9月18日の法律73号で新しくなっておりますが、その1条には、やはりこの法律は定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者、その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって、高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としたこの法律もあるわけがございますので、できるだけ早く、今、部長からお話を受けたんですが、後ほどお聞きするわけですが、安定したということですから、申請をしても、なかなか到達するということは金額的にもちょっと少ないような予感がしますので、その辺のところも今後について考えていただきたいと思います。

それで、平成26年度公共事業、民間事業の実績及び27年度の事業見込みについてお尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 広瀬部長。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの平成26年度の事業実績につきましては、契約金額が5,807万3,000円ございまして、前年度の4,549万2,000円と比較しますと1,258万1,000円の増となっております。内訳でございまして、公共事業につきましては3,525万6,000円、前年度の2,539万3,000円と比較しますと986万3,000円の増、また民間事業につきましては2,281万7,000円で、前年度の2,009万9,000円と比較しますと271万8,000円の増となっております。

また、27年度の事業見込みでございまして、6,025万円でありまして、うち公共事業が3,445万円、また民間事業が2,580万円の予定をしております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

ちなみに他市町の26年度実績が出ておるわけですけど、先ほど言いましたように、国庫事業対象団体は大体1億円前後、ほとんど1億円を超えている。切れているところは少ないわけですが、今、数字を聞いた限りでは私の予想よりは大分上回ってきていると思って、執行部の公共の仕事が大分ふやしていただいていると思っておりますが、ちなみに同じ市でも、海津市については、発足は非常に遅かったんですけれども、公共のほうで1億円くらいあって、2年ほどたったら安定しているということで公益財団法人になっていると思っておりますが、その点について、この調子なら、本当に近い将来、申請もしてあることですので、その努力については感謝するんですが、もう少し導いていただきたいと思います。

それで、国の補助が来るということは、御案内のように、原則的には個人の契約でございますので、事務が大変ということで国の補助が来るわけです。私も一、二件紹介させていただいたんですが、今はお庭を壊すという人があるんですけど、ちょっとしたことなんですけど、大きい根を掘って処分していただくつもりだったんですが、シルバーが土場を持ってということも少ないかと思しますので、大分大きい木を切って、根はこういうふうに掘ってあるんですけども、そのまま処理するところがないということで困ったなあということで、それなりに考えられたみたいですが、瑞穂市の処分するところが直径30センチしかいかんとか、根の大きさというものは非常にありますので、掘っても、持っていき場所がないというようなことで、処分ということで見積もりはいただいたんですけど、なかなかその辺のところはぐあいよくいかない。ということは、作業現場で、実際そのことを考えて、土場でも一つ市のほうで与えていただいて、そこで集積しておいて、積んでおくだとか、処理方法等も、美来の森では30センチの太さ以上はだめだと言われるとか、そういう点で非常に困ってみえると思いますし、今、国庫補助対象ということで非常に努力していただいているけど、もう少しその辺も含めてもらえると円滑にいくし、事務の人を1人くらい、現場に立つ人が1人、専門の人をきちっとしていただければありがたいと思います。そういう点について協力していただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、第2点目に入らせていただきます。

公共下水道事業の推進について、日本の公共下水道事業は、国の環境対策として、都市の雨水排除、汚水処理の普及、さらには人口集中、産業発展による水質汚濁への対応、時代のニーズに応じた整備が進められてきました。

岐阜県は、各種汚水処理施設整備をより合理的かつ効率的に実施していくため、全県域下水道計画構想を策定し、この構想による汚水処理人口普及率は平成37年度に約100%を目標とされております。

瑞穂市においては、これまでにまちづくりの全体像を見据えて、下水道等各種汚水処理施設の整備を計画的に実施されてきましたが、瑞穂市総合計画等の基本方針に基づき、瑞穂市下水道基本構想を策定しています。

本計画は、未着手である市街化区域を中心とする公共下水道について、瑞穂市公共下水道全体計画を策定するものです。

公共下水道実施により、暮らしやすさを実感し、さらに自然環境との共生ができるまちづくりを進めていくものであります。

昨年12月議会で、平成26年度末岐阜県の公共下水道普及率の質問に対し、全国平均は76.6%、岐阜県平均が74.2%、瑞穂市は岐阜県下最下位の8.1%であると回答をいただきました。

瑞穂市基本構想において、公共下水道については、公共下水道で整備することが定められた

区域の施設の規模や下水処理の位置、処理場の位置、放流水質などを定めた計画で、市街化区域については、雨水処理、汚水処理の双方を対象にした計画であります。

そこでお尋ねします。

公共下水を行うことについて、土木費の節減について、どのくらいになるかをお伺いしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） ただいまの広瀬捨男議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御意見のとおり、市街化区域における公共下水道事業には、汚水処理と雨水排除の2つの目的がございます。公共下水道事業は汚水処理、いわゆる生活排水、それから工場排水を処理するもの、それから雨水排除、こちらは雨水、特に水路、側溝等の断面等が少ない場合の排除面積を開示するという事業でございます。これらの汚水処理、雨水処理、2つとも国庫補助対象として整備することができます。しかし、雨水事業については、汚水処理事業より先行して整備した場合、補助対象とできないルールもございます。

そのため、市街化区域に公共下水道が整備されていない当市では、まちづくり交付金事業の対象となっていた場合を除き、普通河川や市道の側溝整備は市の単独事業として実施してまいりました。

現在計画しております公共下水道の汚水事業を実施することによって、汚水事業の整備済み区域の普通河川や市道の道路側溝の整備が公共下水道の雨水事業として実施することが可能となります。財源確保の観点から、土木費の削減につながるものと考えております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

ちなみに金額についてはどのぐらいということは、部長は特に下水のことは、合併前から公共下水のときにいろいろとお聞きしたときにすばらしく勉強してみえると思いますが、例えば工事費が市街化区域でやった場合はどのぐらい来るんだというようなことの予想というか、その辺のところをお聞かせ願えたらありがたいですが。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 先ほど申し上げました汚水処理の計画、事業認可エリアにおいて補助対象となるということになってまいりますと、汚水処理の事業認可区域が決定した時点で、先ほど言いましたような断面等の調査を行って、断面、勾配ですね。雨水の排除がもたないというようなところについては実施していくということで、まずは汚水処理の計画の中の調

査が必要となつてまいりますので、事業費については今お答えすることはできません。

[9 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 公の場だもんですから言えないと思うんですけど、いずれにしましてもベテランの部長ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目に行きまして、交付税等の完成した部分への交付、先ほど市街化区域の公共下水道について言われましたが、国が環境対策として建設工事に対する補助率のほか、さらに工事が進んだものを確認して、そして完成した部分への交付税算入についてお伺ひいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 広瀬捨男議員の公共下水道の整備における交付税の算入について御説明をします。

まず初めに、公共下水道事業は、普通交付税において財政措置がされています。普通交付税の算定の仕組みは、地方自治体に必要な経費、支出を積み上げた基準財政需要額から、市税や譲与金等の収入を積み上げた基準財政収入額を差し引いた額が普通交付税として交付されています。

そして、この基準財政需要額の中には、消防費、社会福祉費、地域振興費など、さまざまな費目が設定されています。その中に下水道費という費目がございます。

平成27年度の普通交付税算定において、合併後の瑞穂市としての一本での算定実績額で申し上げますと、基準財政需要額の合計は90億1,807万1,000円、そのうち下水道費は8,188万3,000円でした。

では、次に、下水道費の算定の方法を御説明します。

下水道費は大きく3つにより需要額に算定をされています。1つ目は、下水道整備の有無に関係なく算入されるもの、2つ目は、排水人口、排水面積、有収水量、資本費、使用料などにより算入されるもの、3つ目は、下水道事業に関する起債の返済額により算入されるものとなっています。

下水道事業を整備することにより、今申しました2つ目の排水人口等は増加するため、需要額も増加をしていきます。

また、3つ目の起債の返済ですが、下水道整備に当たり、財源確保のために起債を行います。その返済額に対して一定率を乗じたものが基準財政需要額に算入をされます。

現在は、この返済額に対して、おおよそ50%の率を乗じた額が基準財政需要額に算入をされています。

今後、行います瑞穂処理区の整備に当たっては、返済額の約49%が需要額に算入される見込

みとなります。

なお、平成27年度の下水道費の内訳を申し上げますと、1つ目の下水道の整備の有無に関係なく算入される部分が488万3,000円、2つ目の排水人口、排水面積によるものは1,602万7,000円、3つ目の起債の返済額により算入されるものが6,097万3,000円となっています。

今後の下水道整備に当たっては、起債の返済額の一定率が基準財政需要額として算入されますが、もちろん市の負担もごございます。下水道整備基金の積み立てと活用に取り組んでいく必要があるということと、公共施設全体のあり方を考えるということが必要になると思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

私もずっといろんなところで教えてもらっておるんですが、本当に環境対策はCO₂と一緒に、世界的に決めたり、主に国の事業ですから、それを市町村がということで、本当に手厚いいろんな交付税算入があるということを具体的に数字を挙げて説明していただいたんですが、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、市長に、考え方についてお尋ねをいたします。

今後の進め方について、公共下水道は必要不可欠なものということはおっしゃってみえるんですが、今後の行き方についてお尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 相浦環境水道部長。

○環境水道部長（相浦 要君） 現在、公共下水道事業の計画といたしましては、第1次事業認可の図書の作成を行い、今後、県との協議に入ります。ただ、その時期につきましては、処理場用地との兼ね合いがございますので、そちらの同意を得てからという考えでございます。

[9番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 私の感ずることをちょっと述べさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それで、市長にお聞きしたいために、ちょっと感じたことをお聞きしたいと思います。

数年前に、私のもとの職場から友人が数人来まして、穂積駅から歩いてきてくれたんですが、ちょっと大勢やっただ私の車では乗れんもんですから、歩いてきまして、途中に変なおいがするなあということでした。一番ひどかったのが水路、約1メートルくらいの水路が、8月だったんですが、蒸し暑い日で、ちょうど10時ごろうちに来てくれんですが、もう臭くて、どうい臭いんだということで、変なおいがするよと。穂積から市になったんだもんという話も聞いたりして、その中に数人おりましたが、2人が特に1メートル強くらいの水路のところ

が物すごいにおいがするよということで、たまたまそのとき、水が通らんとところで1メートルぐらいの落差があるところが物すごい泡がだあっと立っているよというふうなことで、友人に何であんなに臭いかなあというように言われました。

私、それから気になって、このごろ不景気とかどうか分かりませんが、若いセールスマンがうちへ見えまして、いろんなことを言われるもので、あなた、どこからお見えになった。住まいはどこですかと言ったら、瑞穂市以外の方が非常に多いんです。夏に聞くんですけども、この辺って、においしますかと言うと、臭いよ、何やしらんけれどもということで、何のにおいやしらんけど臭いよと言われます。

皆さん、そんなことを感じられたことはないかどうかお聞きしたいくらいですが、よそから夏場に見えると、全体でもするんだそうですけど、特に夏場については本当に嫌なにおいがするということは、やっぱり下水ができていないということだと思います。

そういう点では、市長にお尋ねしますが、今、部長のほうからお答えされたんですが、いろいろとまだ本当に進めておっただけなんですけれども、いろいろな関係で、市長から直接考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 広瀬捨男議員さんの御質問にお答えいたします。

まさに夏は動物、そして植物、いろんなものが繁茂しますし、活動も豊かになります。ですから、今現在、この瑞穂市内、できる限り複断面化を図っておりますが、ただし、夏の場合は田植えの関係、稲の関係がございます。どうしても水路に水がたっぷり入ります。その関係上、複断面という効果が全く出ません。それと同時に、動植物も非常に活発に活動します。当然細菌とかバクテリア、そういったものも活発に動きますし、動植物の活発さ、そういったところも水がたくさんあるから余計だと思います。複断面の効果が出ませんので、どうしても水をためておかなきゃいけない田植えのこと、稲のこともございますから、どうしても日にちがたった水がそこに湛水してしまうという状態がにおいの発生のもとかなあと思っております。

そして、下水についてでございますが、私たちのまちは単独槽がまだまだたくさん残っておりますので、当然下水も必要かと思えます。その中にありまして、今回の下水の計画は、先ほど部長からも説明がございましたとおり、下畑というエリアが終末処理場になってございます。下畑の方々とこつこつこつこつとお話をさせていただきまして、下畑の方々にとにかく御了解いただく。それが最前提じゃないかなあと思っております。そんなところで回答とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 市長は市長のお立場で今進めておっ、一体になってやっておっ

だけのわけでございますので、本当に複断面とか、そういうことじゃなくて、単独浄化槽はまだよそへ行かないで、くみ取りを直接しちゃうんですけれども、合併浄化槽はそれで通るものなんですけれども、基準値が全然違いますし、検査するところも回数も少ない。出す排出量って、ばらばらのところはいいけど、市街化区域については、やっぱり御案内のように公共下水道できちっと処理していただかないと、とてもじゃないけどやれないと思うし、ある上部機関へ行ったら、あなた、市の資格がないような気がするから、下水について。やっぱり瑞穂町と名前を変えたらどうだね。そんな不謹慎なことを言われたこともあって、私、ちょっと怒りを感じたんですが、本当にいいまちなんですけれども、下水だけを見たら、先ほど部長からもお話がございましたように、本当に全国と言ってもいいくらい一番低いと思いますので、そういう点では前向きに一生懸命進んでいただくようよろしくお願いいたします。

第3点、高校生までの医療費の無料化についてお尋ねをいたします。

高校生までの医療費の無料化については、昨年7月19日の新聞報道のインタビューで、市長は、フェアに、誠実にをスローガンに掲げた私の真面目さを評価していただいたことが勝因と考えます。健康立市、教育立市、税を生かすなど、7つの基本政策を示しておられます。

具体的な内容は、現在実施している中学生までの医療費無料化を高校生まで医療費無料化の拡大を検討したい。高校生もお金のかかる時期で、実現すれば、家庭の負担は軽減される。平成28年度から実施を予定している。他の自治体にインパクトを与える事業になるだろう。拡大するための財源だが、実施中の事業の必要性を精査し、見直すことで財源を確保したいとの決意表明も報道されました。

市長は、昨年12月議会の私の質問に対し、これから話し合い、しっかりと財源を確保したいと考えを述べられております。その後の経過について、市長にお尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 市長にということでございますが、ただいまの広瀬議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

棚橋市長就任以来、所管する部署からの意見を出し、協議をさせていただきながら、一般質問では、山積している課題への対応や財政状況などを鑑み、公約事業の実施について優先順位を検討しているところであるというような趣旨の答弁をさせていただいておりました。

昨年12月議会の時点では、まだ精査、検討中であったこと。それから、第2次総合計画の案を策定中であったことなどから、このような答弁をさせていただくこととしました。

第2次総合計画においては、基本目標4の1で子育て支援を重点的な取り組みの一つとして設定しています。子供が生まれ、健全に育ち、瑞穂人となって住み続けられるまちとして、若い世代が安心して働き、子育てをすることができる社会環境を実現していくこと、またIターンやUターンに力を入れることも重要となっていくと考えております。

交通の便もよく、子育てのしやすさをアピールするためにも、子ども医療費助成の充実をさせ、若い方たちの定住を図りたいと考えております。

その一助となる施策として、医療費助成制度を高校生世代、18歳になる年の年度末まで拡充することとしました。乳幼児等の医療費助成制度を18歳年度末まで拡充することは、財政面では重荷になりかねない施策と捉えているところがございますから、財政面や政策の優先順位などを検討してまいりましたが、全国的に人口減少が叫ばれている中、本市においても、現在は人口が伸びておりますけれども、近い将来、例外ではないという推計がされております。若者たちの定住に関する施策により迅速に対応するために早期に取り組むこととしました。

今後とも、財政面では財政担当と調整を図り、事業、施策を再精査した上で優先順位を決定し、持続可能な制度として構築するため、必要な財源を確保してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

[9番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 議長にもお願したいんですが、本当に簡単明瞭に回答のほうをしてもらわないと、時間がないもんですから、もう少し簡潔にわかりやすくしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

現状を申し上げますけれども、これは県が調べてみえるんですけど、平成27年4月1日現在の乳幼児医療助成事業の市町村状況を申し上げます。義務教育終了まで、今の瑞穂市の現在ですが、県下42市町村全部やられております。それは、先ほど言いました27年4月1日現在です。それで、高校生までやっているところは本巢市、山田市、郡上市、神戸町、輪之内町、美濃市は入院のみということでございます。ちなみに最近の新聞報道によれば、本巢市は第3子以降の小・中学生の給食費と高校生の入院費は平成28年度から無料化するが、この2つの事業については、利用者に一旦費用を払ってもらった後、ほぼ同額の商品券を交付するということが新聞報道されております。

そういう実情でございますが、市長から、具体的に簡単に御説明をしてもらいたい。よろしくお願いたします。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申し上げます。もう議員さん御存じのように、10月1日から実施いたすということで、もう既に補正予算のほうで組む予定をしております。

[9番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） それは、先ほど申し上げましたように、12月議会のときにしっかりと予算をつけるという考え方で、しっかりとつけるということを言っておりますので、今の本巢市

の状況も言いましたし、昨年の4月1日現在やっているところも3市3町、1市は入院のみと
いうことですが、そういう状況ですので、ぜひ4月からやれるように、それまで今の本巢市の
やり方でもいいと思います。不景気で中小企業は困ってみえるんですから、地域振興券、商品
券も非常にいいことだと思いますので、ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

どうしても4月1日にさかのぼって、今のような本巢市のような形ならできると思いますの
で、そういう点、どうしても財源云々だったら、先ほどもお願いしましたように、市長もそ
ういう考えでやっていただいていたんですから、市長、長らく議員から通じて、市政のこ
とはわかっておるはずですから、よろしく願いいたします。

市長には必ずそういう形で前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願
いいたします。

次に、キョウチクトウの管理についてお尋ねをいたします。

当市の教育施設などにキョウチクトウが植樹されているわけですが、いろいろネッ
トなんかで見ますと、青酸カリよりも強い毒性があるということは御存じのとおりでございま
す。キョウチクトウの毒というのは本当に猛毒のようではございまして、簡単に申し上げますが、
バーベキューをやって、キョウチクトウを串に使っても中毒を起こすとか、アメリカのほうで
は死者まで出ておるわけです。

私も母親からよく言われて、色のきれいなものにはいろいろあるから、余りさわらないよう
にとかということも聞いたことがございますが、キョウチクトウの系統は本当にひどい毒性が
ありまして、簡単に言いますが、キョウチクトウ類のほとんどが毒物性植物だということで、
トリカブト、アジサイ、チューリップ、パンジー、ビオラ、ヒアシンズ、西洋アサガオ、シキ
ミとか、いろいろあるようではございますが、その点について、即刻抜根していただきたいと思
いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） キョウチクトウにつきましては、全国的には病害虫に強く、大気汚
染などによく耐えて、防音効果も高いということで、工場や車の往来が多い幹線道路の緑化に
利用されています。また、強健で育てやすいところから校庭や公園にもよく利用され、全国の
市町では天災や戦災からの復興のシンボルとして、市や町の花として選定されているところも
あります。

議員の言われるとおり、毒性が強いということで、瑞穂市においては平成23年ごろに市内の
学校全てでキョウチクトウを伐採しております。ただ、一部、穂積小学校で切り株が残ってい
たのと、牛牧小学校では記念樹として1本植樹されていたという事実がありまして、穂積小学
校については既に切り株を抜根いたしました。牛牧小学校においては、現在、施行している大
規模改修の中で28年度に抜根する予定としておりますので、御理解願いたいと思います。

[9 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

そうしますと、確認なんですけれども、穂積小学校は6本あったんですが、6本とも取っていただいたということですか。ありがとうございます。

牛牧小学校は今後枝を切るだけというか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほども申し上げましたように、来年度の工事の中で抜根いたします。

[9 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） よく今まで工事、切ってみえるときに、ちょっとしたことでいかんですので、本当にそういう点では今まではたまたま事故もなくよかったと思いますが、抜根していただけるということですので、ありがとうございます。

5点目のコミュニティバス・路線バス運行路線及び時刻表等の検討についてお伺いをいたします。

交通基本法が25年11月27日に成立し、人口減少、少子化対策など、国、自治体、事業者等の責務を明らかにされたところであります。

今後、国・市で基本計画を策定し、財政などの必要な支援措置を講じて、横断的に交通政策を展開する、利便性の高い公共交通機関の推進を追い風とするコミュニティバス・路線バス運行路線及び時刻表等の検討について、市長にお伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 瑞穂市のコミュニティバスでありますみずほバスの現在の体系は、平成25年4月の路線再編から始まり、3年目に入っております。

みずほバスの見直しを求める声が多くございます。私どもも、市民の方が公共交通に非常に関心が高いことは十分承知をしております。また、私どもも定期的な乗降客数調査を行いながら、経過を観察してきました。

一方、瑞穂市内に乗り入れます路線バスにつきましても、美江寺穂積線、大野穂積線がございます。近隣市町に穂積駅までの公共交通手段の充実に関する要望も多く、また市外へのアクセスの利便性向上を求める市民の方もいらっしゃいます。

そこで、私どもは、国からの補助金を活用し、近隣市町と共同で広域的な公共交通に関する調査を行うことといたしました。また、これに合わせまして、各市町のコミュニティバス及び路線バスの実態や住民、利用者のニーズを把握することが上げられ、調査項目の1つには、み

ずほバスの運行調査も予定をしております。この結果を市民全体の意見として捉え、利用状況や経費等を考慮しながら、みずほバスの路線体系の検討を行うことと考えております。

また、同様に、広域的な路線につきましても調査を行い、こちらにつきましても、その調査結果を踏まえ、近隣市町と協議を重ね、自治体間のアクセスの利便性向上、また路線バスを含めた広域連携の強化を検討する予定でございます。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） 具体的にそんなに取り組んでいただいておりますが、本当にありがたいと思うんですが、私は J R 東海の出身ですので、J R 東海として私もこの市へお邪魔したんですが、私が思いますのに、それを主にやっている、この法律が変わってから、交通基本法ができてから経過も聞いているんですが、J R 東海の管内で調査させてもらった関係では、瑞穂市は優秀ではあるけど、1 人しか御担当が見えないんですが、瑞穂市より小さいところで、関西線ですが、そこなんかは 2 人、多いところは 3 人くらいお見えになりますので、人口が 5 万人規模でも 2 人はそんなふうに見えるもので、本当にここは少数精鋭だと思いますが、今度のような、それだけ国とか、他の事業者、市町村と色々な交渉をして、国のほうへ持ち上げて、国の責務を果たしてもらおう、市の責務をやるということになると大変だと思いますので、できたらもう 1 人ふやしてもらって、計画等もやっていただけるとありがたいと思います。

そしてまた、名古屋紡績の跡地に新しい商業施設ができたわけですが、あそこを通る県道駅前停車場線の 188 ですが、ちょうどその商業施設の西北に交差点ができたんですが、そのところの南側に停留所の新設について、そこは取り入れが何とかしていただきたいという皆さんの声があるんですが、お聞きします。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 今の御質問につきましてはカーマホームセンターの新しいお店のことだと思いますが、その部分につきましては、今の穂積停車場線のルート上をみずほバスも走っておりますので、今回の調査によって、需要があると見込まれば、また検討したいと思います。

それから、担当につきましては、今、1 人で行っておるということでございますが、私ども総務課の職員、担当を幾つか持っておりますので、手分けして仕事をこなしておりますので、決して 1 人でやっているということではございませんので、御理解をよろしく願います。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

担当のほうのことは、私、担当はと聞くとその人ばかりだもんですから、1人だと思い込んでいたんですけれども、できるだけ助け合っということの部長の方針ですので、それ以上、私のほうでとやかく言うことはございませんけど、できるだけ人員は、私、瑞穂市は全体について、今は上からの圧力は少なくなったと思って、各市町村で定員はふやせるやに聞いておりますけど、それなりにいろんな経費も要るので、やっぱり少数精鋭ということも大事なことですけど、ちょっと少ないような気がしましたけど、部長がそれだけのことを言っていただけますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、名古屋紡績については検討していただくということによろしいでしょうか。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 先ほどの答弁でございますが、今回の調査でその部分も検討の一つに加わるといふうに思っておりますし、ルートもありますので、そこで乗られる方がどれぐらいあるかもアンケート等でわかるかと思ひますので、検討をしてみたいといふうに思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小川勝範君） 以上で広瀬捨男君の質問を終わります。

なお、傍聴者が見えますので、ちょっと説明します。

質問者が市長に答弁を求めても、答弁書については各課で全部調整をして、この議場で部長が答弁しますので、その点を御理解していただきたい。あくまでも答弁書に基づいて議事進行をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、再開は10時50分から再開をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

4番 西岡一成君の発言の許可をいたします。

西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は3点にわたりまして、執行部の考え方をただしたいといふうに思ひます。

1点目は、広瀬捨男議員もやられましたけれども、高校生までの医療費の無料化の問題についてであります。2点目は、常設型の住民投票条例の制定について、そして最後が、公契約条例の制定についてであります。

以下、順次質問席にて質問をさせていただきます。

まず最初に、前提となる考え方についてお聞きをしておきたいと思います。市長にお願いいたします。

公約というものは、一体どういうものなのか。そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 大変申しわけございません。市長にということですが……。

〔発言する者あり〕

○議長（小川勝範君） 静粛に。

伊藤部長、答弁してください。

市長は後ほど答弁させます。

〔「市長に質問して、市長の考えを聞いている。伊藤部長の考えは聞いてない」と4番議員の声あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君、静粛に。

伊藤部長、答弁してください。

○市民部長（伊藤弘美君） 公約とは、一般的に選挙公職を争うとき、候補者が選挙後実現したい政策について、有権者に向けて表明をする約束だと理解しております。

市長からも、打ち合わせ協議の中でそのような考え方であるということでご一緒しております。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 西岡議員さんの御質問にお答えいたします。

公約というものは、私も今回の選挙に関しまして公約を立てさせていただきました。さまざまな中で、特に高校生の医療費の件、それから子ども青年未来部、こういったところで、とにかく重要な部分として、子供たち、また人口がふえる瑞穂市にとって、安全・安心に過ごせるまちのつくり方の基本をもって、公約とさせていただきました。

そして、公約というものは非常に重要なものであると思っております。その答弁で一まずよろしいでございますか。非常に重要なものだご認識しております。ですから、28年度よりとり行うということを申しました高校生の医療費につきましても、28年度中の10月1日より実施させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 答弁いただきましたけれども、公約とは非常に重要な問題である。これだけじゃあだめなんです。非常に重要な問題はほかにもいろいろあるんです。選挙における公約とは何なのか、このことを聞いているんです。非常に重要な問題じゃあ、答えになってい

ないんですよ、抽象的過ぎて。違いますか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まことに申しわけないですが、お言葉を返すようでございますが、重要であるということに間違いございますか。私は、本当に重要なことだと思って、取り上げております。まさに公約というものは安易にするものではなく、しっかりと果たすべきものだと思っておりますし、なおかつ、公約として立てました以上は、それから以降の4年間の任期がございます。その4年間の任期の中でどのように順序立てて、どのように行っていくか、それを真剣に表面にあらわすのが公約であり、またリーフレットであろうと私は思っております。選挙公報にしてもわかりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 違うんです。4年間の期間の中でどう優先順位を云々なんていうようなことじゃないんですよ。選挙の中で有権者に対して高校生の医療費の無料化を訴え、そして当選後、初めての議会である6月定例会で、棚橋市長は、次年度からやります、こういうふうに言われた。それを我々がどう受けとめるかということ、新年度からというのは4月1日からじゃないんですか。違うんですか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 年度と申しますのは、4月の1日より3月31日まで、これが28年度でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 今ごろそんなことを言ってちゃあだめなんですよ。4月17日の朝日大学の予定候補者の公開討論会の中で、前の堀市長が、新年度からやります。現職の市長が新年度からやるということの意味は、少なくとも職員も含めて全部わかるはずですよ。新年度からなんですよ。年度の途中、それどころか、その背景には4年間の期間中、そういうふうなレンズをぼやっと広げたような枠で物を考えるからだめなんです。全然違いますよ。私の言うことがおかしいのか、市長の言うことが正しいのか。堀市長は4月1日からと言っているんですよ。だから、4月17日の朝日大学の公開討論会の中で堀市長がそう訴えたとき、その直後に、当時の棚橋予定候補は私もやりますと言ったんです。皆、参加された方は聞いているはずですよ。この私もやりますということは、堀市長が発言したことと時間的な切迫性を持っておるわけですよ。非常に近い時間の中で、同じ空間の中でしゃべっているんです。ということは、私もやりますということの意味はどういうことかということ、新年度、つまり4月1日からやりますと

いうふうに誰も受けとめるのは当たり前じゃないですか。それが、その途中から、10月1日からでもいい。もう一回聞きますけど、それでいいんですか、そういう理解で。市長の頭の中はそういう理解の仕方ですか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 公約にもさまざまございます。いろんな財源の問題、歳入の問題、しっかりと精査しながらやらなきゃいけない部分、例えば私の中にも幾つかの公約がございます。その中であって、例えば子ども青年未来部、まだ今のところ、つくれていません。全てのことを、今、西岡議員がおっしゃられるように、4月の1日から実行するというのは非常に困難でございます。なおかつ、今日までに至る間、西岡議員さんにもはっきり申し上げました。何に財源を使っていくか。喫緊度の問題、例えば義務教育の学校の問題、そして待機児童の問題、それに対する保育所をどのようにしていくのか。さまざま順序立てて考えていく。例えば下水にしてもしかりでございます。大きな財源が要ります。学校にしてもプールの問題、今かなりのところまでプールは終わりました。それから大規模改修の問題。いま一度、公約が幾つかある中で、それじゃあということで、4月1日にゴーとできるか。やはりその中には5万4,364名の方々から税金を頂戴しているわけです。いかに有効に使うか、また皆様に御納得いただけるように歳出していくか、それを考えた、また考えていくのが私の務めと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 全然だめなんです。先ほどの広瀬捨男議員の答弁に対して、執行部は第2次総合計画を策定中だったのでとか、財政や優先順位を検討してまいりましたが、こういうふうに言っておるんですよ。その言葉の矛盾というものについて、しゃべりながら頭に浮かびませんか。浮かばないんですよ。私は聞いていて、すぐ浮かぶんですよ。どういうことかという、選挙のときの4月も、そして当選後の初めての6月議会のときも、第2次総合計画の話はずっとやられていたんじゃないですか。そのことが理由であれば、選挙のときに、あるいは選挙が終わった6月議会で、次年度からやります、こういうことを言ってはだめなんじゃないですか。違うんですか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まことにお言葉を返すようで申しわけございませんが、精いっぱい財政、どの順序でやっていこうか。義務教育の、極端なことを申しましたら、本田小学校のテラスから塗料の粉、モルタルの粉、そして中小学校のプール、鉄製できております。何度も何度も、私、このことは西岡議員さんにも御説明申し上げたとおりでございます。鉄製のプール、水がありますから、どうしてもさびます。さびたところには、とげ状にさびが出てまいります。そこを素足で泳ぐんです。今、まさにその工事に入っております。そういったことを私なりに鑑

みさせていただきます。これが、西岡さんのおっしゃられるとおり、すべからく間違っているのでしょうか。私にも間違いはあるかもしれませんが、でも、子供たちの安全、生徒たちの安全を考えて、大きく間違っているのでしょうか。今回のことにつきまして、以上、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） だから、何を言っているんかと言っているんですよ。子供たちの安全、そのことは重要なんです。そのことを言ったから、新年度4月1日からの高校生の医療費の無料化を実施しないということにはならないんです。それは公約です。しかし、医療費の問題については、6月議会の段階でも、新年度から実施をする、こう言っているんです。そもそも私、チラシにも書きましたけれども、当時の棚橋予定候補は、今言われている校舎の改修等、図書の問題も言われましたよ、西小の問題で。そういうことは選挙の前にも承知の上で、それらの問題を含めて財源を考える。そして、見通しが立った。めどがついた。だから、新年度から高校生18歳までの医療費の無料化を公約として掲げた。これが順序じゃないですか。違うんですか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直なことを申しまして、市長に就任しましたのは6月1日、それからさまざまな諸問題、何があろうかなということ現場を回りました。その中で、西小学校の大規模改修がありましたもんで一番早く回りました、現場のこととして。それから、ずるっと牛牧小学校、そして中小、それから南小学校、それから本田小学校、それから中学校で、巢南中学校の体育館、そのように回ってまいりました。そこで、今やらなきゃいけないなどそのときに再認識をしたことは事実でございます。まことに申しわけございませんが、確かに選挙の前はそんなにまで傷んでいるとは思ってございませんでした。ほづみ幼稚園のことでもそうでございます。そこまで傷んでいるとは思わなかったです。申しわけないですが、率直に正直答えて、こんな答えになってしまいますが、でも、自分なりに正直に判断し、正直にお答えしているつもりでございます。

[4番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 要するに公約というものをどう考えるかということが一番最初に言いましたけれども、次年度から実施する。その公約を、その他のいろんな問題がある中でもどう具体化するか。そのことは、選挙の前に公約を掲げるときに、その公約の実現可能性を担保するためにその根拠を積算する。調査をする。当たり前じゃないですか。選挙のときには、根拠なしで、堀市長の後に続いて発言をして、私もしますと言って、それが終わってから財源探しを

する。これはおかしいんじゃないですか。逆じゃないですかと言っているんですよ。どうなんですか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 財源のことにつきまして、また財源探しにつきましては担当の者から御返事させますが、率直なことを申しまして、まさか学校の状況、それからこの後、まだまだほかの学校も大規模改修が必要だということを認識していかなきゃいけませんし、なおかつ、喫緊ということで考えていきましたら、やはり子供たちの安全を考えるのは当然かなと思います。特にいろんな部分でテラス、そういったところは裏側、北側にモルタルが張られてございます。まさに中の鉄がさび出して、今、モルタルが外れようとしています。そのような重要なときに、学校の修繕が重要でないわけじゃないじゃないですか。そういったところはぜひとも御理解ください。

〔4番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 学校の問題だけでもまだ重要な問題はほかにもあるでしょう。そういう中で、高校生までの医療費の無料化を次年度から実施をすると言いつつたんですよ。予定している。これをうちがやれば、ほかの自治体にも大変な影響になる。こういうことも言いつつおるんです。

もう1つ、執行部の答弁で9月議会のときに気がついたのは、市長の答弁と所管の部長の答弁が違うんですよ。そのことを執行部で統一した見解を出すべき。本会議場で住民に向かって答弁する場で2つ答弁しておるんですよ。市長は、西小の塗装も含めて言われて、優先順位云々と言われた。所管の部長は何と言っているかということ、結論的には、真に支援が必要な低所得者層や資産を有しない方などに限って、負担割合を引き下げることが適當。翌年度以降も検討と言っておるんですよ。その部分が市長と多少重複する部分があると言えばあるんですけども、全然違う話じゃないですか。高校生18歳までの医療費の無料化というのは、所得制限もなしに全ての人を対象にということになると思います。ところが、所管の部長の答弁だと、対象は低所得者や資産を有しない方などに限ると言っておるんです。対象自体がもう違いますね。そして、負担割合を引き下げることが適當と言っておるんです。負担割合を引き下げるということは、無料じゃないということじゃないですか。私の理解をする日本語はそうです。間違っておれば、言ってください。

同じ質問者に対して、執行部の席から市長と所管の部長の答弁が食い違っている。ほかの執行部の皆さんもそのことは全く問題ないと思って聞いておるんですか。やっぱり矛盾があると思って聞いておるんですか。自分の答弁の番じゃないから、別に知らんぷりしておけばいいんですか。先ほど各課でみんな答弁書を打ち合わせして云々という話がありましたけど、皆さん、

同じような認識だったら、2つ意見があるんだったら、どっちをとるんですか。みんな、同じように2つの認識を持ってみえるんですか。

西小の塗装の問題でも、この間の全協のときに、聞き間違えていれば、間違いを指摘していただきたいんですけども、全協の席で西小の塗装は終わったというように聞こえたんですけど、そういうことは言ってなかったら言ってないで言ってください。私、聞き間違いということがありますんで、念のために確認をしておくんです。

だから、それは確認をしますけれども、いずれにしてみても、今言ったように、高校生の医療費の無料化の公約、新年度から実施。これは4月1日からという意味にしか解せない。4月17日の朝日大学の予定者の公開討論会の場で堀市長の発言に続いて言った。その意味は、そう解釈せざるを得ない。そして、その根拠も、公約を掲げた段階で実施すると言ったのであれば、自分で4月1日から実施するようにするのが有権者に対する公約を守ることになるというふうに思いますが、どうですか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 何度もくどいように申し上げますが、28年度中の10月1日よりとり行ないます。高校生の医療費無料化でございます。よろしく御認識をお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 何回も答弁されていますけれども、岐阜新聞の記事でも、「9月議会までの答弁と一転をして」と書いてますよね。岐阜新聞の記事の中にそれが書かれています。一転して10月からやることになった。一転したんですよ。

さっきの執行部の答弁の食い違いも指摘しましたけれども、要するにいいかげんなんです。5,800万、5,900万、全員やるとそれぐらいの予算がかかるということは、去年の3月の段階でもう、堀市長のときですけども、そういう答弁をしているじゃないですか。そのとき、棚橋市長は議員だったんですよ。この席にいて、その答弁を聞いているはず。だから、いろいろ言い逃れをしているけれども、その事実を一つ一つ突き合わせたら姿が浮かんでくるですよ、いいかげんという姿が。問題は、ただその自覚がないだけなんです。だから、ほかの執行部も含めて、そのことについてきちんと受けとめていただかなければ、そんな執行部を住民は信頼しませんよ、はっきり言って。大変執行部の責任は重いというふうに思います。1,672人の対象高校生だけの問題じゃありません。

政治家はどうあるべきか。政治家は選挙のときに有権者に公約を掲げ、その具体的根拠を明らかにする。後からどうのこうのとつけ加えるようなことは言わない。きちっと潔く自分の見解に対して責任を持つ。お互いですよ、これは。お互いです。私も30年間近く議員活動をやらせていただいておりますけれども、基本的にはそういう構えでやってまいりました。ですから、

先ほどの広瀬捨男議員の最後の言葉がありました。ぜひ4月1日にさかのぼるといふか、4月1日から実施をしていただきたい。その予算をつくるのは市長の責任なんです。公約した者の責任です。その責任がとれなかったら、潔くやめればいい。できんことは公約しない。そういう姿勢が私は大事だと思います。

30分になりましたので、これだけやるわけにはいきませんので、そのことを言っておきながら、2点目の住民投票条例の制定についてに移ります。

私自身、これまでに直接請求運動は、選挙区制条例改廃の請求を4回やってまいりました。合併の是非を問う住民投票条例制定の直接請求、そして（仮称）大月運動公園整備の是非を問う住民投票条例制定の直接請求が1回であります。これらは、地方自治法第74条の普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、条例の制定または改廃の請求をすることができる。こういう規定に基づくものであります。

そして、同条第3項は、普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見をつけて、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならないということになっております。

つまり地方自治法は、有権者は条例制定または改廃の請求ができること。そして、50分の1以上の有権者の連署があれば、議会に諮らなければならないこと。そして、その結果、議会が否決をすれば、住民投票についていえば、これを実施しないでもいい、こういうことであります。

（仮称）大月運動公園の整備事業を見直すか、見直しはなしかを住民に問う住民投票条例制定の直接請求運動も100人の受任者で1カ月で3,963名もの有効署名が集まりましたけれども、議会でこれを否決して、やはり住民投票を行う必要がないということで、そこで終わりになってしまったわけであります。

これに対して、常設型の住民投票条例というのは、発議要件など一定の要件を満たして、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は議会に諮ることなく、住民投票を実施しなければならない、こういう内容であります。

ちなみに兵庫県の明石市の広報によりますと、平成27年の9月現在、全国で57自治体において常設型の住民投票条例が制定をされているということでもあります。

発議の要件を見ましても、有権者の3分の1以上が13自治体、4分の1以上が9自治体、5分の1以上が20自治体、100分の13以上が1自治体、8分の1以上が2自治体、10分の1以上が4自治体で、5分の1以上が一番多い状況であります。また、3分の1以上から10分の1以上と発議要件の幅も実際的に大変大きいものになっております。

瑞穂市に当てはめると、3月1日基準日で有権者登録が4万471人でありますから、3分の1だと1万3,490人、10分の1だと4,047人と、その差は約3倍以上あります。1万3,490人は

3分の1で、これ議会の解散とか、首長の解職請求だとかいう署名の数ですね。大変ハードルが高いです。いずれにいたしましても、ハードルの高い低いはありますけれども、そのハードルを超えれば、市長は議会に諮らず、必ず住民投票を実施しなければならないわけであります。

さて、そこで、瑞穂市当局の考え方がどうか問題となります。まず、私の質問に対する執行部の答弁を振り返ってみたいと思います。

平成25年9月議会で（仮称）大月運動公園の整備について住民投票を行うよう求めましたけれども、それに対して、執行部は、市議会だよりによると次のように答弁をしております。

「まちづくり基本条例に住民投票のことも規定されている。しかし、この住民投票は、例えば地方公共団体の配置、特定の重大な施策、事業を実施するために必要となる経費に係る住民の特別な負担など、特に重要な事件等について住民投票制度を導入することを検討する必要があるとの認識であり、既に議会において予算を承認いただき、パブリックコメントも実施しているため、住民投票をするまでもないと判断する」、こういう答弁をしております。

パブリックコメントも実施しているため、住民投票をするまでもない。この認識は、私に言わせれば、暴論に近いと言うしかありません。パブリックコメントで仮に住民投票が20%だとしても、8,000人ぐらいですよ。住民参加の制度として多様なものがありますけれども、住民投票というのは、やはり自治体の主人公は住民であるという最も本質的な思想なんですね。ですから、それでこれを同列に扱って、パブリックコメントを実施しているから住民投票するまでもないというのは、ちょっと言い過ぎであるというふうに思います。

確かにまちづくり基本条例には、住民投票が第9章に掲げられております。第20条第1項は、市長は、市政に関する重要事項について広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができますと規定し、第3項は、住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるものとします。このように規定をいたしております。

しかし、この規定で明らかなおおりに、まちづくり基本条例に規定する住民投票は個別の住民投票でありまして、発議権は市長にしかありません。議会にも住民にもありません。これでは、住民投票をやるかどうかは市長の恣意性、裁量に委ねられ、客観性がないと言わざるを得ません。

そこでお尋ねしますが、常設型の住民投票条例の制定について、執行部はどう考えておられるのか。まちづくり基本条例にあるように、必要に応じて住民投票を実施するとの考え、あるいは副市長答弁にあった特定の重要な施策、特に重要な事件等に住民投票を導入することを検討する必要があるとの考えに変わりはないのでしょうか。また、この条例は平成24年4月1日から施行され、約4年が経過しようとしておりますけれども、まだ住民投票は行われておりません。つまりこの4年間には特定の重要な施策、特に重要な事件等がなかったということだと

思いますけれども、ちなみに聞いておきます。そもそも特定の重要な施策、特に重要な事件等とは、具体的にどういう施策や事件等なのでしょうか。それをこの場でお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員の常設型住民投票条例の御質問にお答えいたします。

この御質問は、以前にも質問をいただいております。

住民投票については、自治体の重要な問題について直接住民投票をするということで、御質問にもございました自治法のほうで選挙権を有する市民50分の1の連署によって、条例の制定改廃の請求ができるということが住民投票条例になります。

また、市議会議員さんにおかれましても、議会のほうで12分の1以上の賛成で議案として出されるということで、先ほど御質問にもございましたが、瑞穂市では、まちづくり基本条例において、市長は住民投票を実施することができるというふうに規定をしております。ここの「できる」というのは、市長自身が一方的な見解でできるという意味も含んでおりますが、市民の皆様方の御意見を取り入れて住民投票を行うものでございます。

また、このような議案ごとにまちづくり基本条例で定めておるものも個別型の住民投票条例に該当します。

では、常設型住民投票というのは、あらかじめ重要な事項や住民投票の要件を前もって規定しておくというものになり、先ほど言われました市長や議会の関与を受けないものとなります。

この常設型住民投票は、要件を満たせば、発議から請求実施までが早く済み、必要とされる連署があれば、投票の可能性が高いということになります。

しかし、実現性が高い反面、先ほど申されましたが、必要署名が多くなることや、市民にこの重要課題が浸透しているか、浸透していないかというようなことも重要な課題となっております。

このような制度上難しい側面もございます常設型住民投票条例というのは、市政に重要な問題が生じた場合にあらかじめ定めておくものですが、全てが市民にとって有利になるとは言えないということになります。そのあたり、もう少し執行部のほうも深く調べ、研究したり、市民のニーズを確かめる必要がございます。

瑞穂市では、まちづくり基本条例において個別型住民投票条例として進めています。現時点では市民の皆さん方からのこれに関する御意見、御提案はございません。

さらに、このまちづくり基本条例推進委員会というものがございまして、まちづくり基本条例の中から御意見を聞いて進めていくということを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[4 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4 番（西岡一成君） 今、答弁をいただきましたけれども、先ほど申し上げたように、地方自治法の第74条に基づく直接請求で条例制定改廃、それから住民投票もその中に入るんですけど、これを6回、私、やってまいりました。そういう中で、すごく思うのは、結局議会の中でそのときの多数派を形成しておる場合に、少数派が出したものは全部否決をされる。こういうことになってしまうんですね。そういうものを補う意味でも、直接住民の声を聞く住民投票によってという手続は非常に大事な制度ではないかというふうに思うんですね。だから、今言われたまちづくり基本条例の中の住民投票の問題についても、本当にそのことを具体化するために、例えばどういうことがあるか検討するとかいうようなことを一度でも検討したか。前、情報公開やと。情報公開委員は誰やといたら、あっ忘れてました。つまり条例だけ、国や県からおりてきたものをそのまま移しかえて、〇〇市のところに「瑞穂」を入れるだけというようなことではだめなんです。思考停止をしておるんです。ですから、情報公開請求されたら、それを却下される場合がある。だったら、不服審査をやる。ところが、その委員さんが忘れてました。何を考えているんですか。それは、形だけつくって、それでもう終わったと思って、前へ進むからなんです。それが実際に今の現状の中でもし起こったら、あるいは起こり得る状況は何なのかということ、条例をつくったら、そのことを調査研究する。そうでないと、まちづくり基本条例に書いてますからと。書いているだけ。つまり非常に緊迫感がない状態で床の間に飾っておくことになるんですよ、必ず。だから、今までも随分言ってきましたけど、条例そのものを見直す作業というものは日常的にやっていかなければいけない、こういうことを言ってきたわけでありまして。

ですから、この常設型の住民投票条例についても、先ほど申し上げたように、まだ全国的には数はそう多くはありません。21年と24年に2回質問させていただきましたけれども、それから7年たっても、今そんなに多くはないですね。けれども、広がっていること自体は事実ですので、調査研究をするということを実行的に行っていただきたい。そうすれば、まちづくり基本条例の中にある住民投票もその存在意義が生きてくるというふうに思います。

時間がないので、最後の公契約条例の制定でありますけれども、まず公契約とは何かについて確認をしておきたいと思っております。

公契約とは、県・市町村などの自治体が発注者となる工事や委託業務などの契約であり、公契約条例とは、公契約における工事や委託業務に従事する労働者の適正な労働条件等を確保する労働条項などを条例で定める、こういうこととなります。

平成27年4月現在で公契約に関する条例を制定した地方公共団体は24団体、これも先ほどの常設型の住民投票制度よりももっと今まだ少ない状態です。ところが、前にも申し上げたんで

すけれども、世界的に見ると、公契約における労働条項に関する条約、これILO94号条約というふうに呼んでおりますけれども、これができたのはいつごろだと思いますか。今から67年前の1949年、昭和24年です。私、23年に生まれていますから、その次の年にもう既に世界的には公契約において、つまり瑞穂市とある業者とが工事請負契約をした。その場合に、それを受注した業者のもとで働く労働者の賃金、労働時間、休暇等々を法律でもって明確にするように、アメリカでもそうですけれども、フランスでもそういうことが広がっております。それをILOの機関の中では1949年に決議をした。現在、61カ国が批准をしております。日本はこれやっています。いまだにやっています。そういう状態でずうっと60年間、ほとんど戦後ですよ。放置をしたままになっているんですね。

94号条約の主な内容は、公契約における労働者の労働条件は、団体協約、または国の法令などで決定されたものにする。労働条項が遵守されない、あるいは適用を怠った場合には制裁を行うとか、そういうことが規定をされております。

日本における公契約条例の動きも、かかるILO条約によって支えられているわけでありませぬ。

私はこれまで、平成21年12月議会と平成24年3月議会の2回、公契約条例について一般質問をしておりますが、21年12月議会では、ILO94号条約については、公機関との契約のもとで働く労働者に対して、労働条件がその地域の基準を下回らない条項を契約に盛り込むものとの答弁があり、千葉県野田市で全国初めて制定された公契約条例については、市の発注工事などの請負業務に従事する労働者に対して適正な賃金を確保する内容との答弁がなされております。

また、価格以外の要素である環境への配慮や、障害者の法定雇用率の達成、男女共同参画の取り組みなどを評価項目に盛り込む相互評価方式への入札制度の改善も必要だと思う。当市での公契約条例制定の考えは、こう質問をされていたのに対して、堀市長は、国や各自治体の動向を見て検討をしたい、こういうふうに答えております。

24年3月議会では、公的機関と受注する業者との契約、つまり公契約は業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するものでなければならない。千葉県野田市の公契約条例は、適用労働者の賃金も市長が定め、農水省及び国交省が公共工事の積算に用いるため、毎年決定する公共工事設計労務単価などの最低賃金以上の賃金を支払うとしている。また、違反に対しては是正措置がとられ、それに従わない場合、公契約を解除できることとしている。その後の国や自治体の動向はどうか。本市としてはどう対応するのか。このようにただしたのに対し、堀市長は、今後の課題と、こういうふうに答弁をしておるわけでありませぬ。

ちょっと資料が見当たりませぬけれども、やっぱり建設労働者は、もうけの対象だけ労働力を提供しているというわけじゃないと思うんですね。いいものを、そして、そのまちで自分たち自身の生活もより向上する。そういう条件があつて初めてそういう適正な労働環境が形成を

されてくる、このように思います。

時間がありませんので、いろいろ言えませんが、具体的に公契約条例について、市としては検討会議みたいなもの、こういうものを立ち上げて、先進地の視察であるとか、業者からの聞き取り、そういうことから初めてはどうかというふうに具体的に提案したいんですけども、そういうことはどうでしょうか。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 今、西岡議員のほうから御説明されました公契約条例の第1号は野田市ということで、平成21年9月に制定されました。

地方公共団体の入札で、低入札の問題等、下請の事業者や業務に充実する労働者にしわ寄せが多くされるということで、野田市のほうでは地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいということで、公契約に係る条例が制定されたということでございます。

また、平成27年4月に制定されました岐阜県の公契約条例におきましても、公契約の適正な履行と質を確保するとともに、事業が取り組まれているよりよい職場づくり等の後押しとなるよう、基本理念や関係者の責務等を明らかにして、入札契約制度のより適正な運用を図るとした条例となっております。

瑞穂市といたしましても、公契約で発注者側が規定することは、法律上、最低賃金制度というものがあつてどこまで整備できるのか。下請、さらにその下請、あるいは資材を調達するといった関係での関連企業を含めると、非常に複雑となってしまうのではないかと。余り具体論にまで踏み込むことは難しいのではないかと。というふうに思っております。

現時点で、瑞穂市で進めております落札時に提示される価格が適正かどうかという判断が、人件費なのか、それとも原材料なのかという内訳を明示していただくことによって、市場価格がきちんと反映されているか。高いけれども、現状では原材料の高騰が進んでいるから、それに合わせた状況になっている。あるいは人件費の部分がきちんと確保されているかということが明示されている見積書、そういったものを提示していただいております。提示された価格に対しての公正性だとか判断基準というのでないかというふうに思っております。

また、より公平性、より透明性を発揮した制度といたしまして、随意契約から指名競争入札、そして一般競争入札、さらには対象金額を引き下げた一般競争入札へと移行しております。

また、低入札調査制度、現在、設計歩がかりがない場合ですと、事前に業者さんから3者見積もりをいただくというようなこと、それから、工事登録事業者の社会保障加入指導制度、工事入札時の内訳書添付制度等、いろんなところで工事の公正・安定供給に努めておるところでございます。

西岡議員の申されました先進地の視察ということも今後検討してまいりまして、より適正な工事発注に努めたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小川勝範君） 以上で西岡一成君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。なお、午後の再開は1時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時17分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

14番 若園五朗君の発言の許可をいたします。

若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

第2次総合計画策定における地域別懇談会に西地区、中地区、南地区のワークショップに参加いたしました。ワークショップにおいて市民から出された課題は、私が今までに何度も一般質問してきた課題が多くございました。何度質問しても、いつも課題のまま、課題は出尽くしています。解決に向けた進展が図られておりません。市はこの課題をどのように解決されるのか、明確な回答をお願いしまして、これより一般質問を質問席から行わせていただきます。

質問1、みずほバスの利便性の向上と公共交通のネットワークについてお尋ねします。

6月議会、9月議会、12月議会においても一般質問を行いました。現在のみずほバスの路線網は市民生活に大変不便であり、特に西地区においては、地域懇談会において意見がたくさん出ております。今の副市長が総務部長のときから明快な答弁がございません。いつまで待つか、何度言っても解決策がないまま、今日に至っているところでございます。

他の地区の地域懇談会でもみずほバスには多くの質疑がございました。このみずほバスの一般質問はほかの議員も質問しているところでございます。来年度に向け、早急に考えるべきだと考えております。地方創生加速化交付金事業の広域的な公共交通のネットワークとは別に、市長はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 現在、みずほバスは3つの路線により市内をくまなく回っております。全路線が市内最大の集客施設である穂積駅に向かっております。年々利用者の数もふえ続けております。

総合計画のアンケートや市民からの要望には、みずほバスの見直しを求める声があります。私どもも、市民の方が公共交通に非常に関心が高いことは十分に承知しながらも、定期的な乗降客調査等を行いながら経過を観察してきました。

来年度に4年目を迎えますこの路線を、国の補助金を利用し、公共交通に関する調査を来年度行うことといたしました。瑞穂市民だけではなく、近隣市町にも穂積駅までの公共交通手段

の充実に関する要望が多いため、近隣市町と共同で広域的に実施する予定でございます。

この調査の主な内容には、各市町のコミュニティバス及び路線バスの実態や、市民、利用者のニーズを把握することが上げられます。当然調査項目の1つには、私どものみずほバスの運行調査も入っております。

この結果を市民全体の意見として捉え、利用状況や経費等を考慮しながら、関係団体を交えて、みずほバスの路線体系の検討を行おうというふうに思っております。

また、広域的な路線につきましても、今回の調査で行うことによりまして、こちらにつきましても調査結果を踏まえまして、近隣市町と協議を重ね、自治体間のアクセスの利便性向上を目標に広域連携の強化を検討する予定でございます。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 既にみずほバスの要望の高い課題地区はわかっているはずだと思います。広域の公共交通に頼るのではなく、瑞穂市の方針を早急に示していただきたいところでございます。

私の提案でございますけれども、バス路線を1路線増加するとか、さらには、75歳以上の運転免許を持たない世帯の人にタクシーチケットを渡すなど、配布には限度を設けまして費用を抑えながら、いろんな事業を提案しているところでございますけれども、市長はどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 今回、この協議におきまして、2市2町、瑞穂市、本巢市、北方町、大野町でございますが、その2市2町で広域公共交通グラウンドデザイン等検討調査ということを行います。その中で、瑞穂市単独で市内の公共交通再編の検討も重ねて検討していく予定でございます。その中で、1路線ふやすとか、新しい路線、新しいバス停というような答えが出てくるかもわかりませんが、検討結果を重視いたしまして、よりよい路線をつくってきたいというふうに思っております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） みずほバスにつきましては、先ほど広瀬捨男議員からの質問にも、大岩部長より、路線、あるいは時刻表の検討をされると言われております。

市長にお尋ねしたいんですけれども、具体的にどのように検討していくのか。先ほど大岩部長より答弁をいただいておりますけれども、市長の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 若園議員さんの御質問にお答えいたします。

まさに、今ちょうど自治会の総会がさまざまなところで行われておりまして、伺うたびにすべからく出る話がバスの路線でございます。やはり1年ごとにますます少子・高齢化している地域がございまして、そういったところから非常に厳しい要望をいただいております。

それを踏まえた上で、今ちょうどまち・ひと・しごとのコンベンションの中に、広域交通、広域で何を考えていくかということで、同じように手を携えまして、北方町、本巢市、それから私たちの瑞穂市の広域交通を考え直そうということで、今、コンベンションのほうに応募しております。こちらのほうが通るか通らないかはともかくとしましても、基本的にまず3つの市町で考え直してみようということで、最終的にこれが今回のまち・ひと・しごとの地方創生ということで通らなくても、それぞれこのテーマは持ち続けまして、穂積駅を中心に、本巢、北方、そして瑞穂の市の中からこういったことを考えていきたいと思っておりますので、これを機会にしっかりと、ちょうどはざまでもあるわけなんです。今現在の構想をつくりましてから、そのはざまでもございますので、最大の機会かと思っておりますし、なおかつ、単独で瑞穂市だけでもこの後やっていこうかなということで基本的に考えておりますので、いましばらくお待ちいただくと同時に、この総会が全部終わりました時点で、担当の者全部でじっくりと相談してみようと思っております。若園議員が、地域はもうわかっているだろうとおっしゃられました。まさにそのとおりでございますので、そういったところを重点的に考え直そうと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[14番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 平成28年度から国の地域活性化、県、地域創生、住民生活、県等緊急交付金が公共交通の事業に5年間補助されるところでございます。あわせて、みずほバスの利便性と、穂積駅につながる路線バスの広域的な公共交通網を検討するところでございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、中山道のPRとウォーキングコースの整備についてお伺ひします。

これも、9月議会、12月議会で一般質問したところでございますが、中山道美江寺宿のPRは中地区の地域懇談会でも意見が出ております。美江寺宿の観光PRをどのように進めていくのか。市長は、中山道のPRを行うと話しておられます。最近では、名古屋から26分、県下一若いまちであると。また、中山道の整備の話題もたまに出されているところでございます。2カ月後の5月には美江寺宿場祭りが開催されるところでございます。今年度の美江寺宿場祭りまでに美江寺宿跡から呂久の小簾紅園までのウォーキングコースの整備を整えて、PRできるのかどうか、市長にその考え方、現在の状況を踏まえて、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、市の個性であります中山道を利活用した観光施策を推し進めることを重点施策としております。

現在、来年度に向けての予算確保に伴い、各観光事業の構築を進めていこうとする中で、若園議員より御提案いただきました中山道美江寺宿跡から呂久の小簾紅園までのウォーキングコースについても、その実現に向けて取り組みを進めているところでございます。

平成27年度の地方創生の先行型の交付金事業によりまして、地域観光向上と魅力化を推進する事業として位置づけ、J R 東海主催のさわやかウォーキングとのコラボレーションによる他県からの来訪者を見込んだ瑞穂市の観光強化を推進する取り組みとして、事業を実施してまいりました。

その道中に中山道美江寺宿祭りが開催されており、アンケート結果におきましても、訪れた方の多くが瑞穂市への認知度を高め、まちの魅力を感じてもらえた結果となり、こうしたイベントを継続することで、さらなる観光入れ込み客の増加やリピーターも期待できる取り組みであったと感じております。

今年度でJ R 東海主催のさわやかウォーキングを2回実施してまいりました。同じコースは2年間と決められており、市内での開催を希望する場合は、また違うコース計画を検討する必要があります。今後調整する必要があるというところでございます。

また、地域懇談会におきましても、中山道のブランド化が必要とか、観光PRができていないなどの意見もございました。沿線には多くの文化財、名所史跡もあり、貴重な財産であり、今後の中山道散策者への利便性をさらに向上させる目的において、道路沿いには中山道の県内統一デザイン看板の増設や、本田代官屋敷、美江寺宿、それから西部複合センターを通り、呂久の小簾紅園に至る観光ルートとしての位置づけをするための沿線の整備等に向け、中山道の観光振興計画といったものを新年度に策定する予定でおります。

また、呂久の小簾紅園では春と秋に和宮例祭が開催されており、昨年秋には皇女和宮や小簾紅園を市民の方に知ってもらうために、瑞穂市茶道協会が主催いたします市民茶会も開かれております。

さらには、図書館本館の郷土資料コーナーでは、企画展として、当時の中山道の旅の様子や暮らしの様子など、貴重な資料として、中山道を知る、またPRする大きなチャンスであり、このようなイベント、いわゆるソフト面の事業とハード面の事業とあわせて、瑞穂市として、中山道のオーソライズされた計画を定めていきたいと思っております。特に美江寺宿場祭りを盛り上げるための地域活性化補助金として新年度予算に計上し、活用していただくことを考えております。

なお、これらにつきましては、各自治会、団体等の連携・協力が不可欠となるわけですが、後世に残さなければならない貴重な地域資源とすることへの意見を伺いながら、市の

魅力を発信したいと考えておりました、教育委員会とも連携いたしまして、計画的に進めたいというふうに考えております。

[14番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 美江寺宿場祭りは、JR主催によるさわやかウォーキングが開催されたところでございますけれども、また別のコースを別の企画によりまして、あのような盛大なJR主催によるウォーキング開催を望むところでございます。

平成28年度、市が単独で美江寺宿跡から呂久の小簾紅園までのウォーキング計画をする考えはあるのかをお尋ねします。

高田教育次長に伺います。

中山道のPRとウォーキングコースの整備について、現在の進捗状況をお尋ねします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほど都市整備部長のほうからソフト面もあわせて答弁がございましたけれども、御存じのように、瑞穂市には中山道と、そこを舞台に繰り広げられた歴史にかかわりのある史跡が幾つか残されております。県のぎふ17宿歩き旅のイベント開催もあって、現在はイベントのあるなしにかかわらず、市外から訪れる方も多くなっております。

市内を通る中山道沿いの本田地区には本田代官役所跡や延命地藏堂があり、続く美江寺地区には美江神社や美江寺宿場祭りが、そして呂久地区には小簾紅園や和宮の例祭が開催されております。こうした史跡や文化財、お祭りにはそれぞれ保存会があり、伝統を継承していますが、文化財等は保存だけではなく、活用してこそ長く継承していくことができると考えております。

今、ウォーキングコースの整備をするというお話がありましたが、それとともに、こうした保存会や関連する文化協会等の協力を得ることで、郷土の歴史や文化財を訪ね歩く人の流れを呼び込む方策を来年度検討していきたいと考えております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 来年度、中山道の新観光計画を委託して、中山道全体を考えるとの答弁でございますけれども、早急に対応していただきたいと考えておるところでございます。

「ふるさとを戻そう」を市のキャッチフレーズにして、ウォーキングコースを整備するとともに、保存会や関連する文化協会の協力を得まして、中山道の歴史や文化財で市外から呼び込み、瑞穂市の中山道の存在感をPRしていただきたいと思っております。早急な中山道のPRとウォーキングコースの整備をお願いするところでございます。

続きまして、大月地区の未利用地の今後の活用についてお伺いします。

大月地区未利用地は、陸上競技場計画が頓挫して以降、何も進展がございません。来年度は

ターゲットバードゴルフの大会、29年度には県の消防操法大会の会場となっているところがございますが、その後の利用計画が示されておりません。大月地区の未利用地についても西地区の地域別懇談会でも課題となっておりました。

市長は、大月地区の未利用地の活用についてはどのように考えておられるのか、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この御質問の件につきましては、早急に取り組むべき案件の1つと考えております。

しかし、議会でも、慌てずに今後十分に時間をかけて慎重に協議していくよう御意見もありました。

平成26年7月に実施したパブリックコメントでの整備のあり方についての御意見の中にも、子供が遊べる大小の遊具があり、木々や四季の花があふれる自然豊かな場所にするというのが15件、それから、子供から高齢者が集い、憩いの場や交流の場とすることができる、これが14件、それから、スポーツに親しんだり健康増進を図ったりすることができる、これが13件、そういう意見が多く、また整備内容についても、公園というものが30件、競技場が24件、屋内施設が18件、そのほかグラウンドというような意見も多くありました。

御意見をいただいた内容は、子育て関係や福祉関係、スポーツ関係等々さまざま、全てを網羅することはできませんし、管理している教育委員会の範疇にないものもございます。また、一度に整備せず、必要なものから何年かに分けて整備してはどうかという御意見も多くありました。

こうした御意見を取り入れていくには、教育委員会のみならず、都市整備部や福祉部、総務部、企画部と連携し、財政状況も考慮しながら進め、市民の皆さんに喜んでいただけるような施設整備を市として検討していきますので、御理解くださるようよろしくお願いいたします。

〔14番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 市長にお伺いします。

大月地区の未利用地の利用計画の取り組みについてお尋ねします。

パブリックコメントで出た案でも、計画がまだ出ていないところがございますけれども、先ほど言いましたんですが、平成29年において県の消防操法大会が計画されているようではちょっと遅いと思います。市民は前市長の継続事業を待ち望んでいるところがございます。大月地区の用地を確保した経緯もあり、大月地区の地権者は早期に整備を望んでいるところがございます。市民の負託を受けた市長として、責任ある解決策を早く出さないと問題となるところがございます。早く方向性を出すためには、どのように市長は考えておられるのか、市長の考

えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） ただいまの若園議員さんからありましたみずほバス、中山道の関係、そして大月の関係、それぞれ1つの部では対応できない部分ばかりでございますので、また新しく4月から関係する部長の皆さんに一回集まってもらって、どのようにスケジューリングを持って行って、また皆さんからどのような意見をもらうかということで、早急に進め方を考えていきたいと思っております。

なお、大月の関係でございますけれども、今言われましたように、大月については、地域の皆さんの土地を提供した人の意見もございますし、各種団体の御意見もありますし、そして、瑞穂市のいろんな公共施設などの今後のこともありますので、そうしたのを含めて、総合的にまた見直しし、また皆さんの御意見がいただけるように進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

〔14番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 私が大月運動公園整備を考えておるのは、お金をたくさん使うんじゃなく、前のときには9億5,000万円以上の本当にハイレベルな多目的な運動公園でしたけれども、私の考え方としては、大きな木を入れて、芝生を入れて、そして中学校も近いですから、ランニングできたり、地域の人があそこへ集まれる、グラウンドゴルフとか、あるいはあそこはちょっと地盤が高いので、災害時の避難場所とか、お金のかからない方法の誰でもが参加できる、例えば今子育て中のお母さん方が子供さんを連れて大木の下でいろんな遊びができる。そういうような多目的な、スポーツ少年団が、ちょっとした許されるのであればバーベキューとか、気軽に子供さんから高齢者まで皆さんが集まれるような大月運動公園をつくっていただきたいと思っております。

前日も大月運動公園について質問したところでございますけれども、巢南庁舎のところから大月運動公園に3メートルから4メートルの歩道をかけてもらえれば、駐車場として巢南庁舎を活用できて、歩きながら運動公園を使える。そして、観光バスを置いても、渡り橋を使えば、あそこが多目的に使える。そういう形であそこを使ってもらうことが私は大事だと思いますので、大月運動公園の整備については早急にお願ひし、瑞穂市の行政運営を棚橋市長に市民は託しておりますので、前向きな検討をお願いいたします。

続いて、ふるさと応援寄附の拡充についてお尋ねいたします。

ふるさと応援寄附については、12月議会で積極的に進めるという答弁がございました。どのように行い、拡充させるのか。そして、具体的な内容とどのくらいの金額を見込んでいるのか質問します。

また、企業版ふるさと応援寄附の対応とその取り組みについてをお尋ねいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 若園五朗議員のふるさと応援寄附の拡充の御質問にお答えをいたします。

ふるさと応援寄附、ふるさと納税の施策については、今までは3万円以上の寄附者に対してお礼の品を贈っておりまして。他の自治体の取り組み状況や、ふるさと納税を通じて多くの方に瑞穂市の特産品を理解していただけるように、ことしの4月から3万円を1万円以上の寄附者にお礼をすることとしました。

また、お礼となる品はこれまで17品目でしたが、4月からは22業者、65品目に拡充し、さらに厳選された魅力ある商品をお届けしたいというふうに考えています。

内容では、30万円以上でゆう豚丸々1頭分としたり、10万円以上で飛騨牛のヒレステーキ5枚というのも用意をしております。また、3万円では、数量限定で富有柿の4L18個入りを厳選しています。さらに、10万円以上で毎月返礼品がもらえるというようなコースも数量限定で設けています。もう1つ、寄附の金額により返礼品の組み合わせが自由に選べるようにも工夫をしております。

また、ふるさと納税、ふるさと応援寄附に当たり、日本郵便株式会社と連携するような協定をこの3月23日に締結します。この協定では、日本郵便と瑞穂市のふるさと応援寄附に係る返礼品の配送費の金額を軽減していただき、さらに周知する活動を協力して取り組むものになります。日本郵便株式会社の東海支社管内では瑞穂市が初の試みというような協定になります。

平成28年度当初予算では、このふるさと応援寄附の金額を3,000万円計上して見込んでおります。

企業版ふるさと応援寄附につきましては、地方再生法での認定で地域再生計画に記載された地方創生に関する事業への寄附が税額控除されるというふうに理解をしております。少し難しいんですが、個人による寄附よりもメリットが少ないということが考えられており、税制改正後における詳細なことを把握しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 寄附の実績といたしまして、平成26年度150万円、平成27年度250万円。今回お礼の品を22業者、65品目と拡充され、寄附の対象者3万円以上が今回から1万円以上と、個人寄附者の記念品が拡充されているところがございます。平成28年度は3,000万円の寄附金が集められるよう当初予算に計上されているところがございます。来年度に向け、実績を期待しているところがございます。

続きまして、まち・ひと・しごと瑞穂市総合戦略についてお伺いします。

今年度における総合戦略先行型上乗せ交付金事業タイプ1の進捗状況と成果についてお尋ねします。

民間施設を拠点とする活性化事業はどのような成果、効果が見込まれるのか。来年度はどのように取り組んでいくのか。さらに、申請しているこの活性化事業の地方創生加速化事業はどのように進めていくのか。国から、地方創生加速化事業は採択される見込みはあるのか。そして、来年度に申請する地方創生新型交付金は、どのような事業とする計画はあるのか、お伺いします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまたくさんのお質問をいただきました。地方創生先行型事業、上乗せ交付金事業につきましては、総合戦略策定を先行的に進めるように、26年度国の補正予算で創設された交付金事業となっています。

先行型事業では、人口減少社会への対応に向けた基本的な方針に沿った事業になります。当市では、当初12事業、交付金約3,000万円に対して事業を行っています。上乗せ交付金事業につきましては、タイプ1、民間施設を活用した活性化拠点創出協働運営事業というものを行っております。タイプ2では、空き家の利活用事業をあわせまして、合計で4,500万円、国の事業の採択を受けて、現在進めています。

事業の詳細につきましては、昨年10月に策定しました瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容となりますが、先行型事業につきましては年度当初から事業を実施しておりまして、現在、12事業について、おおむね事業の完了ができた段階で、今後、その精算とあわせまして、事業の成果、効果を検証する予定をしております。

御質問のタイプ1の活性化拠点事業について、民間施設であるグランドボウルを活用しまして、グランドボウルマルシェということで今週の土曜日に開催をいたします。この日のイベント交流人口約6,000人を目指しております。また、俳優の平山浩行さんに特別にお願いをしてトークショーを開催する予定でございます。少しでも目標に近づくよう、瑞穂市の魅力、PR戦略を中心とした情報発信、プロモーション事業を展開しているところです。

市外に向けた情報発信としましては、名古屋駅構内や電車の中づりなどで広報を行い、ラジオでもPRをしています。

今月の10日から瑞穂市のホームページで平山浩行さんによる瑞穂市のPR動画30秒版を見られるようにしております。また、19日からは、この平山浩行さんのPR動画14分版もごらんいただけるようになっております。

さらに、まちの魅力化、婚活、特産品の紹介、交流事業の実施による拠点の形成、地域ブランドの創出にもつなげていく予定でございます。

次年度につきましては、このイベントの終了後に検証しまして、例えば婚活イベントではたくさんキャンセル待ちが出たことから、継続して開催したり、交流イベントでイベントのマルシェが好評であるならば、そのような事業も実施をしていきたいと考えています。

次に、現在、申請をしております地方創生加速化交付金事業というものになります。上乗せ交付金のタイプ1の事業をさらに加速化するというので、活性化拠点であるボウリング場を子育ての交流の場として考えています。

これは、子育ての交流イベントや多世代の交流イベントを通じて、この拠点の活用の幅を広げ、さらなる活性化を図ることを計画しております。

加速化交付金事業ですが、国の補正予算1,000億円に対して、2月23日の締め切りの段階では、全国から2,744事業、金額としまして1,253億円の申請が出ております。要するに253億円がオーバーしております。当市から提出しました3事業の採択につきましては、この3月の中ごろ、現在のところ報告がございませんが、この議会の会期中にはどうなるか報告できることになると思います。

また、来年度からの新型交付金につきましては、地方創生の深化のためということになります。地方創生推進交付金ということで設けられたもので、来年度、28年度から1,000億円の予算が国のほうで計上されています。今まで10分の10事業であったものが、新型交付金からは2分の1事業となります。現在示されている内容では、先駆性のある取り組み、既存事業の隘路を発見して、打開するような取り組み、優良事例などを参考にしたような取り組みを国のほうからは示されています。

ただし、新型交付金の申請手続としまして、内閣総理大臣の認定する事業に係るもので、地域再生計画というものを策定して、この事業を行うことになるということで、ますますハードルが高くなるような感じ、また市町村競争に拍車をかけるような感じもあります。

当市がこの新型交付金に対して申請する事業につきましては、まだ決まっておりませんが、瑞穂市の活性化につながるような取り組み、雇用につながるような取り組み、仕事の創出になるような事業が考えられます。多くの施策を連携し、それを束ねて強化し、国が進める一億総活躍社会に沿ったものにすることが採択されるものというふうに考えております。

以上、長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 国の施策であるまち・ひと・しごと総合戦略、答弁にありました地方創生新型交付金、来年度もしっかり国の施策で予算がつくということでございますけれども、執行部より全協等に報告がありましたこの新型交付金等の事業につきまして、執行部全体、そして企画部全体が一丸となって、瑞穂市の総合戦略に取り組んでいるところがよく理解できる

ところでございます。新型交付金が来年度早々に申請があるようでございますけれども、国の地方創生加速化事業をさらに、点じゃなくて、橋でつながるように、瑞穂市が発展するようお願いするところでございます。

続きまして、第2次総合計画についてお尋ねします。

第2次総合計画の81ページ、活気あふれる元気なまちづくりについて質問します。

これは瑞穂市のまち・ひと・しごと総合戦略の関連事業であり、商工業の支援や強化があります。これは、財源確保、にぎわい、まちの活性化にも大きくかかわる事業でございます。

その中を見てもみますと、施策の内容で、幹線道路沿いの商業機能強化をする。仮に沿道商業施設等誘致事業、企業誘致では、仮の名前がついていますが企業動向調査事業、民間企業との協働型事業では、仮の名前でございますけれども地域活性化包括連携事業とあります。

それぞれの具体的な事業計画はあるのか、どう進めていくのか、お尋ねします。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 第2次総合計画におけます各実施計画についてはこれから詳細に検討を進めていくわけなんです、現時点でお答えできるところで答弁させていただきますと、沿道商業施設等誘致事業というものにつきましては、横屋地区の国道21号のアクセスを生かした沿道商業的利用ができないかを考えております。現在は市南西部の広域的位置づけを検討しておりまして、地元の意向も伺いながら、土地区画整理事業等の検討も考えていきたいというふうに考えております。

企業動向調査事業につきましては、今後、当市への企業立地がどれだけ需要があり、どういった分野からの立地が見込めるかを調査し、当市において有効な企業誘致施策の方向性を判断するための資料とするために実施することを考えておるところでございます。

3つ目にあります地域活性化包括連携事業につきましては、例えばということで一例を申し上げますと、市内のコンビニや企業と協力連携した観光・特産品事業の推進などを考えておるところでございます。

[14番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 鹿野都市整備部長からの答弁がございましたが、平成28年度の瑞穂市予算書の92ページ、款8土木費、項4都市計画費、13委託料、都市計画変更調査委託料3,800万円、また調査業務委託料として1,200万円が計上され、5,000万円がここに計上されて、これがまさに国の施策である、県の権限移譲である市町村の都市計画決定に係る知事協議に関するガイドラインであります。市街化調整区域内、都市計画の市街化調整区域内の地区計画を設定するための計画策定予算であると私はすぐ気がつきました。国道21号線沿いの犀川、宝江川の市街化調整区域の変更、岐阜都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の変更計画がまさにこ

れであります。

鹿野都市整備部長にお伺いします。

岐阜羽島インター南部地区のコストコ進出で企業ができているかと思えます。瑞穂市にもこのような計画をしていくのか、またこのような進出を今後考えていくのか、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員がおっしゃられましたように、28年度の都市計画費の中で調査費として予算を計上しております。これは、本当に都市計画版の総合計画というような都市計画マスタープランを27年から着手しております、29年までに策定するという予定をしております。この中で、先ほど言いましたような市街化区域、それから市街化調整区域の見直し、それから用途地域の見直し、さらには各都市計画事業の位置づけ等も考えておるところでございます。

羽島のインターの南にコストコが昨年オープンしたわけなんです、これらも実は調整区域の中に地区計画というような手法を用いて、企業進出を果たしております。それらも参考にしながら、瑞穂市も国道21号の沿線、そういうところの計画も進めていきたいというふうに考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 今年度の予算に5,000万円のそういう調査費、委託料が組んであるところでございますけれども、今までの市街化整備、都市整備については、岐阜都市計画区域内の市街化調整区域を市街化に編入するというので、一番のポイントは人口増加が市街化区域拡大の制度でした。ところが、先ほど言いましたように、羽島インターのところ調整区域でもこういうすばらしい大きな、22ヘクタールの大きな企業が来て、ここではコストコ岐阜羽島倉庫店というふうで、誰でもが市の施策として挑戦すれば、幾らでもできる施策でございます。瑞穂市においても商工業は今後大事なものになります。他の市より先行するために、早急に進められるようお願いいたします。

次に、市長にお尋ねします。

平成28年度予算編成を終えて、市長に所見をお伺いします。

市長に就任されて9カ月が過ぎているところでございます。総合戦略に空き家調査1,000万円、グランドボウルマルシェや俳優の平山浩行さんによるPR事業、3,500万円の財源を国からいただいて、さらに今回、国勢調査の人口増により、新年度予算を見ますと、地方交付税が2億4,000万円というふうに増額されているところでございます。そして、第2次総合計画策定、加速化交付金事業、ふるさと応援寄附の拡充策など、企画部のほうでもいろんな事業

が順調に進んでいるところと私は見ておるところでございます。

そうした中で、新年度の予算編成から、市長が考えられるまちづくりビジョンである7つの基本施策がどのように反映されているのか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小川勝範君） さきに、森企画部長から答弁させまして、後ほど市長が補足説明します。
森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 平成28年度予算に係る市長のマニフェストに関する御質問にお答えをいたします。

基本施策としまして、7つの立市を掲げておみえです。平成28年度予算には、主に地方創生事業の中で4,229万8,000円を計上いたしました。

健康立市としまして、まず高校生までの医療費の無料化があり、また地方創生事業の中に、若い年代層への健診の受診勧奨や、発達支援教室などの充実、幼児の運動教室などの事業費を計上しております。

教育立市としましては、地方創生事業の中で潜在保育士就業促進事業を進めること。そのほかにも、モデル校としまして、穂積小学校、巢南中学校の特別支援学級用に児童・生徒1人1台にタブレットを導入するような事業費を計上しております。

介護立市としましては、これも地方創生事業の中で介護人材育成研修事業などを進めるとともに、介護予防事業、包括的支援事業など、市の財源を持ち出して実施することとしています。

防災立市としましては、これも地方創生の中で消防団員の募集の啓発を行うとともに、生津小学校区分団の整備、消防署の駐車場の整備、避難行動要支援者の名簿などの事業費を計上しています。

産業立市としましては、創業者支援事業や駅前の活性化、空き家を活用した事業を進めるための事業費を計上しています。

発信立市としましては、グランドボウルによる活性化拠点事業においても瑞穂市を大きくPRしております。地域ブランド戦略の推進や中山道の看板などを整備します。

ほかにも、富有柿の発祥の地であるというようなことを発信したり、長良川陸上競技場でFC岐阜の試合に瑞穂市の広告を掲出するような事業費も計上しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 若園議員さんの御質問にお答えいたします。

今、大体の大きな流れ、それぞれ私がつくりましたマニフェストに基づいての説明は部長のほうが行いましたので、それ以降の流れをちょっと御説明申し上げます。

まち・ひと・しごとの地方創生で、私どものレポートに対しまして、国のほうから3,500万円頂戴いたしました。このことにつきましては、単独事業で出している中では岐阜県では我が

瑞穂市だけだったと思います。この3,500万円をもとにしまして、まず何をしようと思いましたがと申しますと、まずこのまちがどんなところなのか、外の方々に御説明申し上げる。その中で、特に愛知県の方々にわかってもらいたいと。少子・高齢化の中で移住・定住のまちを仮にうたったところで、近隣の市町から喜ばれることはまずございません。そのためにはどうしたらいいかといったら、やはり愛知県だと思います。

それはなぜかと申しますと、津島市の市長とお話ししているときに、津島市から名古屋駅まで1時間近くかかるということを知りました。そのときに、はたとひらめきました。私どものまちからでしたら26分で行きます。このことをJR東海に、ポスターを張ろうと思って御説明に上がりました。そうしたら、26分で確約できるわけではございません。このポスターは非常に困りますという一番最初の御意見でございました。担当の者が非常に困り果てていました。けれども、私もそのときには、もしなだったら、JR東海さんに御説明に行こうかなと思いましたが、その担当者は一生懸命やろうとしておりました。やっぱり彼らに育ててほしい。それと同時に、一つの最初の大きな壁だと思いましたので、本人に、とにかく自分で考えて、JR東海と話し合ってみてくれと申しました。そうしたら、本人は一晩考えまして、最速26分ということで、「最速」って横に入れてはいけませんかということでJR東海に交渉に行きました。もちろん一番最初の担当者からは軽く断られたらしいですが、ただし、その「最速」というところに向こうもひっかかりまして、ひっかかるというと非常に失礼な言い方かもしれませんが、興味を持たれまして、最速だったら25分がある。ポスターに書くんだったら、「最速25分」と書いてくれと、そのようなことで了解を得てまいりました。

まさに私はこの言葉を使って、一宮市、江南市、そして清須市、さまざまところから我が瑞穂に移住・定住してほしいと、そんなことでテーマをつけまして、ポスターを今、名古屋駅にも掲示させてもらっていますし、これから先々も、平山浩行さんにもお願いして、まちを宣伝するんだということで、とにかく愛知県、やはり岐阜県と違うところまでアピールしてみようということでやっております。

そうしましたら、今度違った意味でまたさまざまな効果が出てまいりました。新聞で取り扱っていただいたこともあるかもしれません。瑞穂市は水がいいということで、ある食品会社も声をかけてくれました。そして、ある大きな組織も、先ほど若園議員さんがおっしゃられたとおりに、コストコができるんだったら、瑞穂でも何かできるんじゃないかというヒントがございましたね。まさにそれに近い話も、業態は違いますが、声がかかっております。ですから、大きな意味で、まだまだ時間はかかるかもしれませんが、何とか5年、そして10年、この瑞穂市が移住・定住のまちとして定着するものだと思っておりますし、なおかつ、国勢調査で瑞穂市の人口が岐阜県で一番ふえている。平均年齢40.02歳も、現実的に今はかり直せば、恐らく39歳台の後半ぐらいにくるかもしれません。そして、人口は5万4,364名、平米数は変わるこ

とはないですが、人口密度はしっかり高いです。岐阜市の隣でございます。ただし、いろんな意味から、この瑞穂市はニーズがいっぱい高まっておるといことで、皆様方の移住・定住のまち、まだまだ我々、PRできる部分があると思いますし、十分このまちは、計画人口としては5万5,000かもしませんが、それ以上に伸びる要素はあると思っております。

そんなように今回の予算編成も考えたつもりでございますので、よくそこら辺御理解いただけるとありがたいですし、ぜひともこの予算に対して、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

[14番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 今回質問した全ての質問は早急に取り組むものばかりであります。私の考える瑞穂市の平成28年度以降の主要事業は、1つ、東海環状自動車道西回りルート、神戸大野インター2019年完成に伴う主要地方道岐阜・巣南・大野線の早期整備、2. 下水道整備計画、3. JR穂積駅のアクセス道路への道路網整備、瑞穂市周辺の市町から穂積駅へ公共交通を取り入れるためには、都市計画決定を打てるような、そういう施策が必要だと考えております。4番目、国・県の財源を入れる施策。国道・県道整備、幹線道路沿いの商業機能を強化することだと考えております。また、5番目として、先ほど市長が言われましたように人口増加する施策でございますので、学童保育ですね。幼児から高校生までの保育施策をやるために、国の施策で最近出ていますけれども、民間の保育所、要するに国の財源を民間の保育所へ入れて、保育士の賃金を格上げする。その条件は、一般の瑞穂市の保育所の保育士さんの賃金、民間の保育所の保育士さんの賃金を底上げするという国の施策があります。そういう意味において、瑞穂市の保育園の整備する箇所は2カ所ほどございますが、どんどん公でやると非常に人件費が高くなりますので、いろんな国の施策に合わせた、時代に合った施策を見直しして、ぜひ瑞穂市民の安全・安心のまちづくりを推進することを願ひまして、平成28年第1回瑞穂市議会一般質問をこれで終わります。

○議長（小川勝範君） 以上で若園五朗君の質問を終わります。

次に、議席番号8番 松野藤四郎君の発言の許可をいたします。

松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

通告してあるとおり、私のほうは4点の項目について質問したいと思います。

最初に、中小企業振興基本条例と公契約条例の制定についてでございます。

午前中は西岡議員のほうから公契約について質問がございました。私のほうは、中小企業の関係でございます。

瑞穂市内には、個性豊かでさまざまな可能性を持つ中小企業がたくさんお見えでございます。

中小企業は、創意工夫を凝らしながら、新しい商品、サービス及び技術の開発や市場の開拓などに積極的に挑戦し続けています。また、中小企業は、その事業活動を通じて、雇用や税収への寄与を初め、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する重要な役割を果たしております。

そこで、お伺いをしますが、地域を活性化するには、やはり中小零細事業者こそがまちづくりの主役であります。大企業が幾ら来ても、財政面ではいいですが、人を育てるようなまちの担い手にはなりません。本当の活性化にはつながらないと私は思います。したがって、中小零細事業者は地域経済の活性化においても欠かせないと考えるが、この点についてはどんな認識であるのか、お尋ねいたします。

以下については、質問席から質問いたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 松野藤四郎議員の御質問にお答えいたします。

過去20年間、日本経済はデフレと円高に苦しんでまいりました。日本全体が活力を取り戻すためには、地域が活性化し、小規模企業の方々の元気を取り戻していくことが欠かせません。

現実を見てみますと、人口減少や少子・高齢化によって市場は縮小傾向が続き、またグローバル化の進展により、地方にまでもその競争力の波が押し寄せています。

こうした構造変化はもはや後戻りすることのないことですが、これが小規模企業にも重くのしかかり、事業を続けていくだけでも大変な努力が要るのが現状のようでございます。

このような厳しい状況の中でも、小規模企業が安定的な事業を続けていくために、国では平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定されているところでございます。この法律では、従来の成長発展という理念に加えまして、事業の持続的発展を基本的に位置づけ、売り上げ利益、それから雇用などの事業規模を拡大できなくても、雇用を維持し、地域に必要な商品・サービスを提供して頑張る小規模企業に光を当てるものとしております。

小規模企業の得意とする顔の見える信頼関係などを生かすことによる潜在需要の掘り起こしの推進、自己表現や生きがい、社会貢献のための経営が地域の活性化に資することから、商工会、それから商工会議所を初めとして、支援機関や行政など関係者が連携して総力を挙げて支援できる体制を構築していくことが重要であると考えております。

また、この法律と同時に改正されました小規模事業者支援法により、小規模企業にとって最も身近で中核的な支援機関であります商工会、商工会議所がその伴走者となりまして、小規模企業の経営課題解決まで丁寧にサポートが受けられることを期待しているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） ただいまの答弁によりますと、中小企業というのは、地域に一番密着

しているわけですね、地元として。ですから、市としては、商工会にお任せをしてあるということで、商工会と一緒にあって、力を合わせて体制を構築していくという御答弁でしたが、具体的にどのような格好でやっていくのか、ひとつお答えをお願いします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 具体的にどういう取り組みをしているかというような御質問だと思います。

市では、平成26年1月20日に施行されました産業競争力強化法を根拠とするところの創業支援事業計画策定に着手したところでございます。本計画は、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を市内の創業希望者等を実施することで、開業率の向上とあわせた地域の活性化、雇用の確保を目指すものでございます。

また、今年度策定しました瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、創業者支援、起業・創業支援セミナーの計画を位置づけておりまして、既に地方創生先行型の交付金を利用した創業塾を開講し、受講者17名の参加者がありました。今後、受講された方が起業しやすい環境、支援を進めていくことが重要であると考えているところでございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 当市としては、私、状況を見ていますと、商工業に関する分野が少しおくらしているのではないかとこのように考えます。まちが持続可能なまちとなるため、自治体が行うべき役割は、地域の意見を聞き、実情に即した事業を行うことが必要である。これは当然ですね。

そこで、第2次総合計画策定段階で、地域別懇談会、平成28年1月18日を第1回として生津小学校区でやられております。以降、合計7回、各小学校区で実施をされております。これについては、企画部が主体となって取り組まれたということで非常によかったのかなと思います。

要はこの地域別懇談会において、いろんな意見や課題というのが多分出ていると思うんですね。これを見るには、第2次総合計画の冊子の資料編に地域別でいろいろ要望とございますか、そういう話が載っておるわけですがけれども、今後はそういったいろんな皆さんの御意見や課題について各担当課で活用していただきたいということです。総合計画の中に載っておるというだけの話じゃなくて、先ほどの若園さんの話でもないですけど、やっぱり実行せなあかんですから、今後の活用計画というのはあるのでしょうか。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 松野議員の、第2次総合計画の資料編に載せてあります地域別懇談会の市民の皆さん方からの御意見や御提案の活用に関する御質問にお答えをいたします。

今回開催しました地域別懇談会につきましては、地域の皆様方の御意見の交換の場を通して、市民と行政がともに考え、まちづくりを進めていくことを目的に、初めて小学校単位で開催をし、第2次総合計画の概要について説明し、たくさんの方から御意見を頂戴したところです。

第2次総合計画の策定に当たっては、市民の皆さんからのアンケート、市民検討会議、ワールドカフェ、そしてこの地域別懇談会、審議会、パブリックコメントなどを通じて、多くの市民の方が計画策定にかかわっていただけるさまざまな機会を設けてきました。こうした参画の機会を通じて、数多くの貴重な御意見や御提案をいただくことができました。

お寄せいただいた市民の皆様方の声、御提案、御意見は、計画や施策に反映していくことを前提として取り扱っております。全市的な政策や施策を決定する上でも重要な参考資料になるというふうに認識をしております。

また、御意見の聴取の結果などはホームページでも公開をしております。また、課題や問題に対する市民の皆さん相互の認識を共有することにも役立つと思われまます。

課題はもうある程度出尽くしておると考えており、今後は課題解決に向けた取り組みに組織横断的に取り組む必要があるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 次、行きます。

市がみずから中小企業をどのように考えているかということですね。その理念と政策を進めていくものが中小企業振興基本条例となるものでございます。

条例が都道府県で策定されておると思うんですよね。全国の状況、あるいは県内の状況について、わかれば教えてほしいというふうに思います。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 県内の状況ということで、ちょうど今現在開会中の平成28年第1回岐阜県議会では、岐阜県中小企業・小規模企業振興条例案というのが上程されておりました。現在、審議中ということになっております。

県内の市町村の状況ですが、条例制定については、岐阜県に相談があったのは中津川市のみというふうで確認をしておるんですが、平成26年6月に国が制定しました小規模企業振興基本法にのっとって、県内でこの条例が制定されているところは市町では今のところございません。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 現在、岐阜県議会が行われて、今その話をされているということでございます。

市長さんにお伺いをいたしますけれども、中小企業振興基本条例の必要性と、工事発注や物品、あるいは役務の調達等に関し、入札による地域企業の衰退につながっているところは理解されていると思いますけれども、また中小企業振興基本条例と公契約条例との関連性、こちら辺は理解をされているかと。ということは、市長は、住み続けたくなるまち、選ばれるまち瑞穂を進めておられますが、この条例制定が必要である考えがあるのかどうか、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私のほうからは、中小企業振興基本条例と公契約条例の関係性について、少し答弁をさせていただきます。

これも岐阜県が、平成27年4月から岐阜県公契約条例というものが施行されております。この中身を少し御紹介いたしますと、第9条では県内事業者の受注機会の確保ということで、大ざっぱに言いますと県内事業者にできる限りその機会を確保するようにと、下請についても県内の事業者を選定するよう努めなければならないというような内容です。

それから、第10条では下請人との契約ということで、下請人との対等な立場における公正な契約をするように努めなければならないという、受注者側にそういう制約を課しているというわけです。

こういうことからいたしましても、市側からすれば、公契約の適正な履行と質を確保するというのは当然のことでございますが、事業者側からしますと、事業に従事する従業員の適正な労働条件の確保や労働環境の整備、障害者等の就業機会の確保、その他、地域社会貢献に向けた取り組みを推進するためにも、現在、岐阜県が議会に提案、審議中の岐阜県中小企業・小規模企業振興条例案とは関連するものと理解しておりますので、私どもといたしましても同様の見解を持っているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今のお話ですと、前向きに検討をしているというふうな御答弁だったというふうに思います。

やはり当市では中小企業がほとんどですわね。中ではなくて、本当に小ばかりですよ。小企業が大半を占めております。ですけれども、市内の経済を支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会に貢献するとともに、本市の発展に寄与しております。しかし、近年の国境を超えたグローバル経済の進展と、それに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子・高齢化の進行など、経済を取り巻く環境は極めて厳しい状況に置かれております。中小企業の活力の低下が本当に懸念をされているところであります。

また、公契約条例も、行政との公的な競争契約などにより、労働者賃金や雇用形態に大きく

影響するもので、地域の活性化にも及ぼす影響というのは非常に大きいものがあります。公契約条例の制定も検討するようにお願いをいたします。

また、総合戦略において、人の流れをつくるには仕事の分野が重要であります。市役所では、商工農政課が中心となって、商工業への支援や企業誘致等をもっと積極的に行い、役割を果たさなければなりません。

全国、並びに県内の動向を把握しながら、早急に条例制定をしていただくようによろしくお願ひいたします。

続きまして、2番目の3歳未満児待機児童対策についてであります。

待機児童問題については、私がかねがね、ここ何回も質問しておりますが、一向に解消しないために、今回も再度質問いたします。

最初に、28年の4月に入所される申し込み状況、予定者はどのくらいあるのか、ひとつまずお答えを願ひたいと思います。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 28年度4月申し込み状況と入所予定者について報告をいたします。

3月1日現在の集計数値で説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

市立9保育所の申し込み数は、繰り上がりは除いて、全く新規で申し込みされる方が489、うち未満児が217、以上児が272。それから、私立では40人ありまして、未満児が33、それから以上児が7になっております。

入所予定者ですけれども、市立9保育所で381、うち未満児が123、以上児が258。私立は全部で50、未満児が47、以上児が3という数字になっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

今、数字を言っていただきました。これ、昨年12月の第3回定例会でも聞きました。そのときには、3歳未満児の待機児童はかなりの数だということをお伺いしておりますが、今の数字からいきますと、瑞穂市立、公立で未満児が217人で、受け入れが123といますので、単純にこれを引き算して残った方が未満児の待機児童というふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これに、実は申し込みの取り下げをされる方がまだこれから出てくるといって、この数字から、実は未満児でいうと26が取り下げといふことで、残り54、未満児としては3月1日現在で54人の受け入れできない子供がいるという状況です。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） この数字を見て、びっくりするわけですがけれども、今までに各年度の4月1日現在の待機児童の数字を聞いていますけれども、こんなに多くの54名ということ、この数字を見て、担当課である教育委員会は何も疑念を抱かないのか。ただ単にこれだけ数字がありますよというだけで、どう思われますか、この数字。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 確かに3月1日時点ですので、この数は多いということは感じます。ただ、4月1日までは転入転出の異動がありますので、この数字についてはまだ減っていくということを考えております。また、産休・育休明けの利用希望としての事前の申し込みが出ているような利用予約の場合には、調査時点においては待機児童数に含めないというようなことと、統計上捉えない理由がありますので、こういう点もあわせて待機児童はもっと減ってくるとは思いますが、いずれにしても、今、市が予想している以上にふえているのは事実であります。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 国会というか、新聞とかインターネットで出ていますけれども、「保育園落ちた、日本死ね」という匿名のブログ、こういうものがありますね。まさにこれ、瑞穂市にぴったりじゃないかなという数字だというふうに思います。

そんなことを言っておったらあかんですけれども、要は待機児童対策はどうなっているか、解消対策。少子・高齢化の流れに歯どめをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会をつくると国は言っていますね。27年10月16日に厚労省で本部を立ち上げたんですけれども、当市はどのように認識をしているのか。要は子育て支援の関係ですけれども、そういったところについて、どのような認識をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 待機児童が多いということは、瑞穂市も都市型の傾向があるということになると思いますが、待機児童解消対策の施設整備では、現在、別府保育所の子育て支援センターとして使用している東棟を早期に改修いたしまして、平成28年度中に3歳未満児20名を受け入れることができるよう進めております。

また、私立の総純寺学園おひさま保育園が瑞穂市の待機児童解消のため協力していただき、3歳未満児を38名受け入れることができるよう、施設改修を、これも平成28年度に実施いたしますので、瑞穂市としても基準の補助金を交付し、待機児童解消を目指します。

加えて、NPO法人キッズスクエア瑞穂が小規模保育所を平成28年度中に開設し、3歳未満児12名の受け入れに対応すると聞いております。瑞穂市としても、待機児童対策に有効なことであり、基準の補助金を交付して協力を願うところです。

この3事業の3歳未満児受け入れ施設の増加によって70名の受け入れが可能となります。

次に、保育士の確保については、平成28年度も、昨年と引き続き保育士就職チャレンジ研修を実施して、潜在保育士の発掘と就労につなぐよう努めます。また、育児休業中の保育士のスムーズな復職のための研修としても開催していきます。

また、保育士の業務内容について、用務員がする仕事も混在し、負荷となっている現実がありますので、平成28年度より夕方、3時から7時に従事する用務員を採用して、保育がより安全・安心となるよう、保育士が園児に接することができるよう、保育の質の改善を図ってまいります。

保育所には支援を要する園児が多くおります。今まで瑞穂市は加配保育士として雇用し配属してきましたが、この加配保育士の代替として子育て支援員を配置していきます。子育て支援員研修を受講していただき、保育所や小規模保育所、放課後児童クラブにて従事することが可能となる方を育てる研修です。潜在保育士研修は保育士の発掘事業、また子育て支援員研修は養成事業として、両輪で対応していきたいと考えております。

潜在保育士を発掘し、就労につなぐ保育士チャレンジ研修と加配保育士の代替者を育てる子育て支援員研修は、ともに地域の雇用を創出し、地域で子育てを支え合うものです。加えて、従事者は生きがいややりがいを感じることもできます。

施設の充実に加え、保育従事者がふえれば保育の受け皿の拡大につながるため、安心して保育所に子供を預けることができます。ひいては瑞穂市の活力を強化することにもなりますので、まさに一億総活躍社会に合致した施策とも考えております。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 1つの問題だけではできませんので、いろんな諸問題を抱えた中で、一つ一つやってきて、初めて待機児童全体が解消になるという政策ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、1つ要望したいのは、やはり保育士さんの処遇が悪いということです。給与面も含めた話ですけれども、そして、保育士の市の正職員は結構、70名、80名近くおるわけですけれども、そういった中で、保育士の職員を指揮管理というのか、例えば部長級とか、そういう役職を持たせて職員を管理すると。園長だけの話ではなくて、そういったところも改善をしなければいけないというふうに思ひます。

それから次は、未満児の待機児童対策の1つとして老朽化保育所の話がございます。先日の文教厚生常任委員会の中にも資料がございましたけれども、保育園の整備をするということで、繰り上げて、穂積保育所を平成30年にとということになっておりますけれども、例えば保育園候で整備するんじゃなくて、どこかの部屋をもう少し広くするような、例えば遊戯場を広くして、地域の方がそこへ来て、何か活用できる方法、そういったスペースも僕はあってもいいかなと

思うんですね。保育園の片隅、建物の中に、例えば遊戯場があれば狭いんですけども、子供が相手ですので。そこをもう少し広くとるとか、炊事場を大きくするとか、多角的というか、そういうことも整備計画に入れていただくといいかなと思うんですけども、これは担当、どこでしょうか。ひとつお答えを願います。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、議員が言われたとおり、保育所を建てる時に、保育所を地域の核として捉えて、地域のお年寄り等も一緒に、地域の中で子供たちを育てていくというような考え方がありまして、保育所と併設して地域交流館をつくったりとか、それから、病後児の子供たちに対応できるように看病できる部屋をつくったりとかということで、複合的な施設として、今、保育所を建てるという考え方が一般的になってきていますので、特に瑞穂市のような都市型の市においては新しい考えの保育所をこれからつくっていかねばいけないということは考えておりますので、またそういった方面でいろいろな案を出していきたいと思っておりますので、そのときはまた一緒に検討していただきたいなということを考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） なぜそれを言うかという、私の地域についてはコミュニティセンターという話をずっと前からやっていますね。これは、リーマンショックで執行部のほうから削られてしまったんですけども、当初はちゃんと2年、3年、調査費がついておったんですね。それがリーマンショックで箱物をつくらなくなってきまして、ですから、ちょうどチャンスですよ。保育園を整備するということですので、そこへそういった複合的なものを入れてもらうというふうに強く要望いたしまして、次の質問に行きます。

次は、大学構内に期日前投票所を設置してはどうかということです。

これは昨年も誰かが質問しておりますけれども、投票率向上施策として、全国では各大学の構内に期日前投票所を設置して啓発活動を行っているが、当市はどのような認識でおられるのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 松野議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成28年夏の参議院議員通常選挙より有権者が18歳以上となる関係で、若者の投票率向上についての取り組みの重要性が全国的にも指摘されております。

議員御質問の期日前投票所を大学構内に設置することを多くの自治体で検討しているところでございます。

瑞穂市選挙管理委員会におきましても、朝日大学に期日前投票所を設置することについての検討をしている段階でございます。

若者の投票行動へのPR効果は十分認められますが、課題となる点がございます。

まず第1に、二重投票などが確認でき、公正な選挙が行われる環境の整備でございます。それには、期日前投票所同士が専用のネットワークでつながった環境が必要でございます。今現在、市役所以外で期日前投票所を設けるためには、ネットワークを新設での設置ということになります。

2つ目に、現在、期日前投票所は穂積庁舎で行っておりますが、朝日大学とは距離的に近いということでございます。

3つ目には、過日の新聞報道でもありましたように、各大学所在地に学生の住民票ありが少数というような新聞報道がありました。瑞穂市内にあります朝日大学の学生が瑞穂市に選挙権のある方が少ないというふうに、新聞でも、朝日大学ではございませんが、各大学での住民票の置いてある学生が一部にとどまるというふうに書いてございます。

期日前投票所の設置につきましては、公職選挙法により、市役所、または市の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっております。今後、市選挙管理委員会において検討し、結論が出されることとなりますので、よろしくお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今の部長さんの答弁を聞いていますと、全然前向きな話じゃないですね。やりたくないという話ですよ。これ全国でやっておるんですよ、全国の学校で。紹介しましょうか。北海道の函館大学、大阪の大阪大学、とにかく9市12大学でやっておるんですよ。それも、期日前をやっているところは、平日の3日間で10時から5時までやっているんですよ。やろうと思えばできるんですよ。市町村でもやっておるところがあるんですよ。例えばショッピングセンターとか、そういうところでもできるんですよ。やっておるんですよ。やらないということを決めてしまっておるであかんのですよ。

市役所から大学が近過ぎるとか、そんなもの関係ないですがね。投票率を上げようと思ったら、頑張らなあかんのじゃないんですか。そんな理由でやらんて。どうですか、市長、そこら辺。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 私ども選挙管理委員会も、過日、豊田市長選挙が2月にございました。豊田市長選挙でございますので、告示期間は1週間で、期日前投票も1週間しかございませんが、豊田市内にあります中京大学で2日間の期日前投票が行われました。そこで、私どもの職員、選挙管理委員会の職員でございますが、見学といいますか、勉強しに行きまして、ほかの自治体もたくさん来ていたということと、マスコミも大分報道があったということでございますが、その中で、中京大学の学生さんのうち、集まった方が128人、その2日間で投票

されたということを後のホームページ等で確認をさせていただきました。

そういうこともいろいろございまして、消極的ということではないんでございますが、もう一度選挙管理委員会と相談をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 国は、来年の4月からマイナンバーの関係をやっていきますね。あんな重要なことをやっておるんですね。選挙も重要です。二重投票、公正とか言っていますけれども、前向きにやらないかんですね。瑞穂市が先進地で行こうと思ったら、他市町に負けんような格好でいろいろな施策をやっていかなあかんですよ。市長が言われたように、名古屋から25分で来ると言っておるでしょう。そのぐらいの意気込みでいろんな施策をやらあかんというふうに私は思っております。

最後になりますけれども、学校給食の運営状況についてお尋ねします。

給食会計については、26年度の決算から27年度へ358万円繰り越しをしております。平成26年4月より消費税が5%から8%に引き上げられ、給食費負担金も3%引き上げされております。保護者からいただくお金が3%引き上げされております。

給食事業費、これはお金が出ていくほうですね。賄い費の関係です。これ1.3%の増加しかないということです。学校給食費の改定が給食内容に反映されず、質・量の低下を招いたのではないかとの疑念を抱かざるを得ず、健全な事業運営がなされているとは言えないと井上監査委員から指摘を受けております。

それに基づいていろいろ改善をされているというふうに思いますけれども、資料によりますと、27年度の2月末現在の決算状況からいきますと、4月から10月までに出ていったお金が合計1億1,700万円、これを前年度の26年度と比べますと1,700万円少ないんですね。これは計画的な執行が行えず、大きく予算を余らせているということです。したがって、そのツケが11月以降に給食の品数をふやしたり、単価の高いものをあえて購入したり、質の高い給食を提供しているためである。これが監査委員が言われた改善策になるんですか、どうですか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 監査委員が言われた繰越金が発生したということと、それから給食の質の問題ですね。これにつきまして、なぜこうなったかということについては、26年のときから給食の運営、執行計画等が計画的になされていなかったということでそういうことになった。

今は、監査の指摘を受けて計画的に執行するよというということで、その改善策として、本年度から年間の執行計画を策定して、毎月栄養教諭を交えて、今の執行計画の進捗状況、それか

ら今後の献立メニューについて調整を行っております。

そうした中で、本年度はその繰越金のことと、それから、給食費の児童手当の天引きにより給食費の収納率がアップしたことによって、年度前半においては残金が多くなりました。しかし、12月以降はデザート追加、また品質のよい食材や旬の食材を取り入れて、質を高めた献立メニューとさせていただいて、現在は執行計画どおり順調に執行しているという状況ですので、御理解願いたいと思います。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 27年の9月に26年度決算報告について監査委員から意見をいただいていますね。それ以降に指摘を受けて、質の高いものを与えたり、量を多くしたり、やってきておるわけですね。けれども、学校給食運営の会計の状況といたしますか、執行計画は年度当初からしっかりやっていくのが普通ですよ。監査委員から言われて、これはだめですので、栄養士とかなんとかを入れて、いろいろやりますよと言っておっては、本当にずさんだというふうに思います。

4月から10月までの支出状況、前年度と比べて非常に少ないんですよ。全然管理をしておらんということですよ、執行計画に対して。年間3億円の事業費であるならば、これを11カ月、夏休みはありませんから11で割って、二千七、八百万円でやっておるんですよ。月によっては18日、22日とありますけれども、それをやっていくんですよ。それをやっていくに、4、5、6、7、8、9、10、そこら辺、毎月一千何百万の話ですよ。通常やったら、二千二、三百万かかるやつが全然やってないということです。そのツケが来たということです。そういうことでしょうか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 執行計画に基づいて、今、それだけの支出をしておりますので、何の数字か、私ちょっとわかりませんが、今、ホームページにも執行計画を出しております。この数字に基づいて執行できるようにということで、歳出の決算集計表を見ても、12月、1月、3月は3,000万ぐらいずつ執行しておりますので、これは計画どおり、私は執行しているというふうに判断しております。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 私が言っているのは、4月から10月までの出のほうですよ。

先日、情報公開で資料をとりました。27年度4、5、6、7、8、10月ぐらいは1,000万円台、一千七、八百万円の支出でしたよ。それが11月から今度は3,000万円。11月が3,800万円かな。その次が3,000万、3,000万という支出の予算をつけ直しておるんですね。それは、前期が

そうだったもので、後期にどんとお金をつんできて、栄養の高いもの、単価の高いもの、これでやっておるんですよ。28年度はどうなるんでしょうかね、給食は。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 当然28年度の歳入の中で計画していきますので、予算に見合った内容となっていきます。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） 例えば、今現在6年生のお子さんが、要はことしは本当においしい、1品ふやしたとか、2品ふやして、単価の高いものを食べたけど、来年からまた通常に戻ってしまうわけやね、端的に言います。こちら辺は保護者に対してどういうふうに説明するんですか。ことしはどえらいよかったみたいですよ。来年は落ちてしまったねと、こうなるんですよ。どう説明されますか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 議員のおっしゃるとおり、三百何十万の繰り越しがありましたもので、それを当年度内で使う必要があるということです。当然今年度については、監査委員からの指摘もありまして、今年度繰り越しが多くならないように、27年度でそれは支出いたします。しかし、28年度はまた新たな財政計画によって、歳入に見合った分の歳出をするということです。それはその年度その年度で多い少ないがあったということにはなりませんけれども、予算の執行としてはそれが正しいと思います。

[8 番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） 繰越金が358万円あった云々と言われてますけれども、前期分については、計画に対して執行のお金が少ないんですよ。その分のツケもありますよということですよ、後期に。1,700万プラス、例えば繰越金の358万あるという計算でやっておるんですよ。それが量をふやしたり、単価の高いものを与えていると、そういうことです。計画どおりやっていないですから。

次に行きます。

それを踏まえて、多分父兄には何も言わないという話やね、そういう話は。経過説明は何も言わないですね。

私は、平成27年第3回の定例会の一般質問で学校給食センターの不適正な会計処理について質問しております。

そのときに、市長として、学校給食センターの不適正な会計処理について十分な説明がなされているか、説明責任を果たしていないという質疑の回答は、市長は、改めて教育委員会、副

市長と相談し、市民の皆さんが納得できるように考えると答えられております。何か市民に説明することは行ったのでしょうか。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これについては、ホームページのほうにもこの件について載せさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） ホームページというのは、最初に議員の皆さんがもらった資料のことですね。それ以降、何もやっていないということですね。

私が質問したときに、教育委員会、それから副市長と相談してやりますよと。説明しますよと。やってないんです。何ですか、これ。やってないんでしょう。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ちょっと今、確認ができませんので、確認して、後でお答えしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議会の中で質問して、執行部が答弁したということはやはり責任があるわけですね。違いますか、副市長。市長は、教育長、副市長、教育委員会と相談して説明をするというふうに回答されておるんですね。副市長、どうですかね。どう思われますか。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、教育次長のほうから後でお答えをということだったと思いますけれども、議員さんから御質問があった後に協議をしているはずですので、それぞれ保護者の方にとってはおりますし、再度また確認をさせていただきます。

そして、今回の前半のほうは、やはり監査の時点までは今までの状況が多分続いておりましたし、こうした問題が発生したことで、どうしても通常の支出に比べて低くなっておるのも事実でございます。そうした中で、計画的に進めるということでございますので、確かに議員がおっしゃられるとおり、本当のきちっとした運営が1年間を通じて今年度についてはできていない部分があるかと思っておりますけれども、それについての計画の体制も教育総務課のほうと給食センターのほうと合同でやっておりますので、今年度は改善していくと思っておりますし、来年度はこのようなことのないようにできると思っておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今の保護者への説明ということに関しては、保護者に宛てて文書は出

しました。給食の受益者である保護者宛ての文書は出しております。一般の市民の方にと
いう意味ではホームページで載せたということでございます。

それから、先ほどから話題にされている10月までの執行が大変安価であるということにつ
いては、私どもとしては反省する内容でございます。9月に監査委員から指摘をされて、それ以
降、大きなお金を年度内できちっと子供たちに返すということで、割り増しをしたような状況
が10月以降続くということがこの3月末まで起きているということでございます。監査委員の
ほうから繰り越しを多額にしないということもございますので、現在持っているお金を、でき
ましたら100万以内の繰り越しにように使っておりますので、御指摘のとおり4月以降か
ら質素になるのではないかとというのは、短期間でそのお金を使うということございませ
ぬので、これは結果として指摘のとおりになると思います。4月以降については通常に戻ると
いう考え方で計画的に執行していくということをお約束したいと思っております。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 教育長さんのほうから、わかりやすい御回答をいただきまして、あ
りがとうございます。

私は今回、4点について質問をいたしました。

1点は中小企業の関係でございます。これは、県議会も今議会でいろいろ検討をされている
ということでございます。あわせて、当市も前向きといいますか、早急にそういった条例をつ
くっていただいて、中小企業の育成等に努めていただければというふうに思います。

2番目は、未満児の関係ですね。未満児は現在五十何名が発生するという予測がされてお
ります。いろいろ国の施策等もあります。当市は70名ぐらい受けるという話が、これは29年4月
のお話ですかね。1日までにという話ですので、別府の保育所の20名増加について、29年4月
まで待たなくて、早く工事をして受け入れる。あるいは巢南にあります認可保育所、そうい
ったところにも積極的に働きかけて、早く待機児童の解消に努めていただきたいというふう
に思います。

それから、大学の構内の期日前投票については、総務部長の答弁ですと、なかなか厳しいよ
うなお話でございますけれども、これは全国的に各大学の構内で起きております。これは法律
改正に伴い、18歳以上の若者が選挙ができるという法律になりましたから、これについても早
急に十分検討、話をしながら、今、情報化時代ですので、幾らでもネットワークはできませ
ぬので、ひとつそこら辺を含めてやっていただきたいと思っております。

学校給食については、やはり保護者からの受益者負担でございます。毎月小学生ですと四千
幾らのお金等をいただいております。ですから、それは子供に賄い費として還元をしていただ
くということで、十分な栄養、あるいは質、量等を十分加味しながら、子供の育成のために健

全なる給食運営をしていただきたいというふうに思っております。

以上をもちまして質問を終わりますけれども、私の党としては、現在、民主党でございますけれども、きのうの話し合いの中で民進党というお話が出ております。非常に混乱を皆さんにかけておるわけですが、ひとつ御理解を願いたいというふうに思います。

以上をもちまして、民主党瑞穂会、松野藤四郎の一般質問を終わります。きょうは大変多くの方に御清聴いただきまして、ありがとうございます。

○議長（小川勝範君） 8番 松野藤四郎君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小川勝範君） 本日、傍聴者の皆さん方、早朝から傍聴していただき、厚く御礼申し上げます。

また、あす一般質問がございます。そして、最終日は18日でございますので、ぜひ傍聴にお出かけをいただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

以上で、本日予定していました一般質問は全て終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午後3時12分